

# 第20回 南丹市都市計画審議会

## 議案資料

令和6年2月6日(火)開催

南丹市都市計画審議会



第20回 南丹市都市計画審議会議案資料

番 号	資 料	備 考	頁
資料1	南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区一覧</li> <li>・ 写真方向図</li> <li>・ 写真</li> </ul>	3
資料2	南丹都市計画生産緑地地区の変更（南丹市決定）に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区一覧</li> <li>・ 写真方向図</li> <li>・ 写真</li> </ul>	11
資料3	南丹市都市計画マスタープランの改訂に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新旧対照表</li> </ul>	21
資料4	南丹都市計画区域（南丹市域）の区域区分の変更に関する資料		53



議案第 1 号

南丹都市計画生産緑地地区の  
変更（南丹市決定）について

地 区 一 覧  
写 真 方 向 図  
写 真

生産緑地地区指定箇所一覧（変更後）

No.	名称	位置	面積 (㎡)	図面 番号	備考
	地区名				
1	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	約 870	4	H22.9.9 指定
2	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	—	3	全部廃止 (▲1,340㎡)
3	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	990	4	H22.9.9 指定
4	大藪上河原田	南丹市 八木町 大藪上河原田地内	580	4	〃
5	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	550	4	〃
6	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	870	3	〃
7	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	830	4	〃
8	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,090	4	〃
9	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	510	4	〃
10	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲550㎡)
11	八木東所	南丹市 八木町 八木東所、前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲3,540㎡)
12	欠番				指定までに取り下げがあったもの
13	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲1,330㎡)
14	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	〃 (▲2,430㎡)
15	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	—	4	〃 (▲3,020㎡)
16	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通地内	2,790	4	H22.9.9 指定
17	八木西町裏	南丹市 八木町 八木西町裏地内	1,120	4	〃
18	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,010	4	〃
19	南広瀬川端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,260	4	〃
20	南広瀬砂子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	730	4	〃
21	南広瀬八反田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	1,540	4	〃
22	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉地内	900	4	〃
23	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉、梅ノ木原地内	4,490	4	〃
24	南広瀬上条	南丹市 八木町 南広瀬上条地内	1,200	4	〃
25	横田 5 号	南丹市 園部町 横田 5 号地内	1,550	3	〃
26	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	1,480	3	〃
27	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	720	3	〃
28	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲840㎡)
29	大藪小溝	南丹市 八木町 大藪小溝地内	—	4	〃 (▲1,220㎡)
30	上木崎町宮ノ口	南丹市 園部町 上木崎町宮ノ口地内	5,280	1	H22.9.9 指定
31	小桜町 2 号	南丹市 園部町 小桜町 2 号地内	1,430	1	〃
32	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,020	2	〃
33	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,770	2	〃
34	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	840	2	〃
35	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,510	1・2	〃
36	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	610	4	〃
37	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	1,520	4	〃
38	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	700	4	〃
39	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	2,480	4	〃
40	大藪折戸	南丹市 八木町 大藪折戸地内	3,250	4	〃
41	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	2,190	4	〃
42	大藪下河原田	南丹市 八木町 大藪下河原田、生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲2,140㎡)
43	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通、下中島地内	2,660	4	H22.9.9 指定
44	横田 2 号	南丹市 園部町 横田 2 号地内	1,750	3	〃
45	八木嶋町ノ坪	南丹市 八木町 八木嶋町ノ坪地内	740	4	〃
46	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	1,000	4	〃
47	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	600	4	〃
48	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	540	4	〃
49	欠番				指定までに取り下げがあったもの
50	南広瀬中島	南丹市 八木町 南広瀬中島地内	1,830	4	H22.9.9 指定
51	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	—	4	R4.全部廃止 (▲970㎡)
52	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R4.全部廃止 (▲1,120㎡)

名 称		位 置	面積 (㎡)	図面 番号	備 考
No.	地 区 名				
53	南 広 瀬 砂 子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	1,470	4	H22.9.9 指定
54	南 広 瀬 上 野	南丹市 八木町 南広瀬上野地内	1,340	4	〃
55	南 広 瀬 梅ノ木原	南丹市 八木町 南広瀬梅ノ木原地内	610	4	〃
56	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	940	4	〃
57	南 広 瀬 川 端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,120	4	〃
58	横 田 3 号	南丹市 園部町 横田3号地内	1,430	3	〃
59	大 藪 生 寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲500㎡)
60	大 藪 田 中	南丹市 八木町 大藪田中地内	1,090	4	H22.9.9 指定
61	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,470	4	〃
62	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,950	4	〃
63	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	590	4	〃
64	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	850	4	〃
65	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	850	4	〃
66	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	3,170	4	〃
67	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,210	4	H23.12.21 一部指定 (60㎡)
68	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	—	4	H23.12.21 全部廃止 (▲570㎡)
69	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲950㎡)
70	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,320	4	H22.9.9 指定
71	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	770	4	〃
72	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	500	4	〃
73	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	570	4	H23.12.21 一部廃止 (▲640㎡)
74	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	628	4	H27.12.22 指定
75	小山西町柿ノ木谷	南丹市 園部町 小山西町柿ノ木谷地内	1,870	2	〃
合 計			約80,548		

※赤字が今回の変更箇所

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

生産緑地地区指定箇所一覧（変更前）

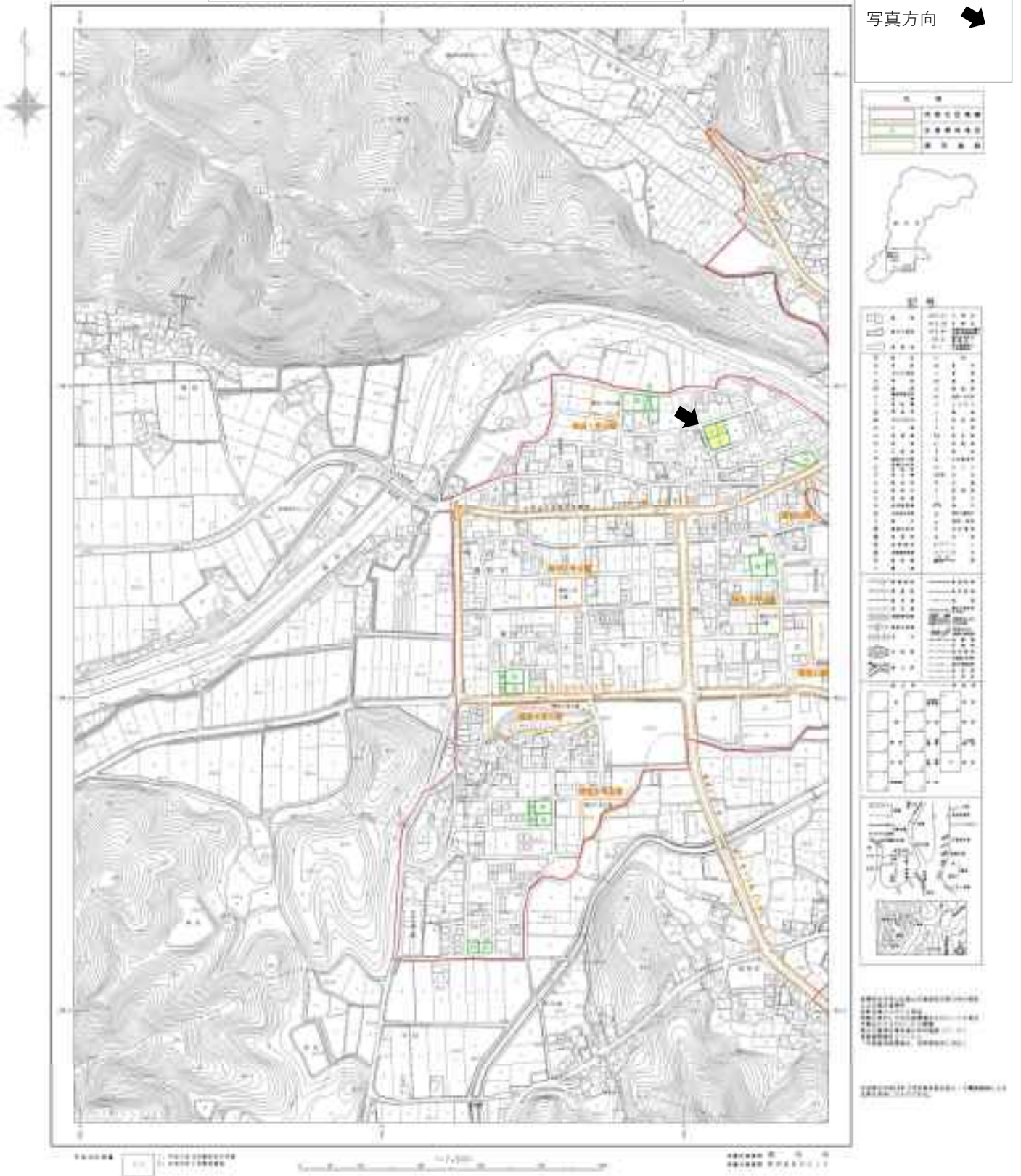
No.	名称	位置	面積 (㎡)	図面 番号	備考
	地区名				
1	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	約 870	4	H22.9.9 指定
2	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	1,340	3	〃
3	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	990	4	〃
4	大藪上河原田	南丹市 八木町 大藪上河原田地内	580	4	〃
5	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	550	4	〃
6	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	870	3	〃
7	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	830	4	〃
8	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,090	4	〃
9	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	510	4	〃
10	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲550㎡)
11	八木東所	南丹市 八木町 八木東所、前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲3,540㎡)
12	欠番				指定までに取り下げがあったもの
13	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲1,330㎡)
14	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	〃 (▲2,430㎡)
15	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	—	4	〃 (▲3,020㎡)
16	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通地内	2,790	4	H22.9.9 指定
17	八木西町裏	南丹市 八木町 八木西町裏地内	1,120	4	〃
18	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,010	4	〃
19	南広瀬川端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,260	4	〃
20	南広瀬砂子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	730	4	〃
21	南広瀬八反田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	1,540	4	〃
22	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉地内	900	4	〃
23	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉、梅ノ木原地内	4,490	4	〃
24	南広瀬上条	南丹市 八木町 南広瀬上条地内	1,200	4	〃
25	横田 5 号	南丹市 園部町 横田 5 号地内	1,550	3	〃
26	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	1,480	3	〃
27	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	720	3	〃
28	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲840㎡)
29	大藪小溝	南丹市 八木町 大藪小溝地内	—	4	〃 (▲1,220㎡)
30	上木崎町宮ノ口	南丹市 園部町 上木崎町宮ノ口地内	5,280	1	H22.9.9 指定
31	小桜町 2 号	南丹市 園部町 小桜町 2 号地内	1,430	1	〃
32	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,020	2	〃
33	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,770	2	〃
34	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	840	2	〃
35	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,510	1・2	〃
36	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	610	4	〃
37	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	1,520	4	〃
38	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	700	4	〃
39	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	2,480	4	〃
40	大藪折戸	南丹市 八木町 大藪折戸地内	3,250	4	〃
41	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	2,190	4	〃
42	大藪下河原田	南丹市 八木町 大藪下河原田、生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲2,140㎡)
43	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通、下中島地内	2,660	4	H22.9.9 指定
44	横田 2 号	南丹市 園部町 横田 2 号地内	1,750	3	〃
45	八木嶋町ノ坪	南丹市 八木町 八木嶋町ノ坪地内	740	4	〃
46	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	1,000	4	〃
47	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	600	4	〃
48	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	540	4	〃
49	欠番				指定までに取り下げがあったもの
50	南広瀬中島	南丹市 八木町 南広瀬中島地内	1,830	4	H22.9.9 指定
51	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	—	4	R4.全部廃止 (▲970㎡)
52	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R4.全部廃止 (▲1,120㎡)



名 称		位 置	面積 (㎡)	図面 番号	備 考
No.	地 区 名				
53	南 広 瀬 砂 子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	1,470	4	H22.9.9 指定
54	南 広 瀬 上 野	南丹市 八木町 南広瀬上野地内	1,340	4	〃
55	南 広 瀬 梅ノ木原	南丹市 八木町 南広瀬梅ノ木原地内	610	4	〃
56	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	940	4	〃
57	南 広 瀬 川 端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,120	4	〃
58	横 田 3 号	南丹市 園部町 横田3号地内	1,430	3	〃
59	大 藪 生 寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲500㎡)
60	大 藪 田 中	南丹市 八木町 大藪田中地内	1,090	4	H22.9.9 指定
61	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,470	4	〃
62	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,950	4	〃
63	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	590	4	〃
64	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	850	4	〃
65	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	850	4	〃
66	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	3,170	4	〃
67	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,210	4	H23.12.21 一部指定 (60㎡)
68	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	—	4	H23.12.21 全部廃止 (▲570㎡)
69	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲950㎡)
70	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,320	4	H22.9.9 指定
71	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	770	4	〃
72	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	500	4	〃
73	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	570	4	H23.12.21 一部廃止 (▲640㎡)
74	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	628	4	H27.12.22 指定
75	小山西町柿ノ木谷	南丹市 園部町 小山西町柿ノ木谷地内	1,870	2	〃
合 計			約81,888		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

写 真 方 向 图



写真方向 →

写真台帳

地区番号	2
所 在	南丹市園部町横田一号 地内





議案第 2 号

南丹都市計画生産緑地地区の  
変更（南丹市決定）について

地 区 一 覧  
写 真 方 向 図  
写 真

生産緑地地区指定箇所一覧（変更後）

No.	名称	位置	面積 (㎡)	図面 番号	備考
	地区名				
1	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	約 870	4	H22.9.9 指定
2	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	—	3	全部廃止 (▲1,340㎡)
3	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	990	4	H22.9.9 指定
4	大藪上河原田	南丹市 八木町 大藪上河原田地内	580	4	〃
5	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	550	4	〃
6	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	870	3	〃
7	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	830	4	〃
8	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,090	4	〃
9	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	510	4	〃
10	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲550㎡)
11	八木東所	南丹市 八木町 八木東所、前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲3,540㎡)
12	欠番				指定までに取り下げがあったもの
13	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲1,330㎡)
14	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	〃 (▲2,430㎡)
15	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	—	4	〃 (▲3,020㎡)
16	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通地内	2,790	4	H22.9.9 指定
17	八木西町裏	南丹市 八木町 八木西町裏地内	1,120	4	〃
18	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,010	4	〃
19	南広瀬川端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,260	4	〃
20	南広瀬砂子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	730	4	〃
21	南広瀬八反田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	1,540	4	〃
22	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉地内	900	4	〃
23	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉、梅ノ木原地内	4,490	4	〃
24	南広瀬上条	南丹市 八木町 南広瀬上条地内	1,200	4	〃
25	横田 5 号	南丹市 園部町 横田 5 号地内	1,550	3	〃
26	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	1,480	3	〃
27	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	720	3	〃
28	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲840㎡)
29	大藪小溝	南丹市 八木町 大藪小溝地内	—	4	〃 (▲1,220㎡)
30	上木崎町宮ノ口	南丹市 園部町 上木崎町宮ノ口地内	5,280	1	H22.9.9 指定
31	小桜町 2 号	南丹市 園部町 小桜町 2 号地内	1,430	1	〃
32	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,020	2	〃
33	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,770	2	〃
34	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	840	2	〃
35	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,510	1・2	〃
36	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	610	4	〃
37	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	1,520	4	〃
38	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	700	4	〃
39	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	2,480	4	〃
40	大藪折戸	南丹市 八木町 大藪折戸地内	3,250	4	〃
41	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	2,190	4	〃
42	大藪下河原田	南丹市 八木町 大藪下河原田、生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲2,140㎡)
43	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通、下中島地内	2,660	4	H22.9.9 指定
44	横田 2 号	南丹市 園部町 横田 2 号地内	1,750	3	〃
45	八木嶋町ノ坪	南丹市 八木町 八木嶋町ノ坪地内	740	4	〃
46	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	1,000	4	〃
47	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	600	4	〃
48	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	540	4	〃
49	欠番				指定までに取り下げがあったもの
50	南広瀬中島	南丹市 八木町 南広瀬中島地内	1,830	4	H22.9.9 指定
51	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	—	4	R4.全部廃止 (▲970㎡)
52	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R4.全部廃止 (▲1,120㎡)

名 称		位 置	面積 (㎡)	図面 番号	備 考
No.	地 区 名				
53	南 広 瀬 砂 子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	1,470	4	H22.9.9 指定
54	南 広 瀬 上 野	南丹市 八木町 南広瀬上野地内	1,340	4	〃
55	南広瀬梅ノ木原	南丹市 八木町 南広瀬梅ノ木原地内	610	4	〃
56	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	940	4	〃
57	南 広 瀬 川 端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,120	4	〃
58	横 田 3 号	南丹市 園部町 横田3号地内	1,430	3	〃
59	大 藪 生 寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲500㎡)
60	大 藪 田 中	南丹市 八木町 大藪田中地内	1,090	4	H22.9.9 指定
61	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,470	4	〃
62	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,950	4	〃
63	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	590	4	〃
64	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	850	4	〃
65	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	850	4	〃
66	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	3,170	4	〃
67	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,210	4	H23.12.21 一部指定 (60㎡)
68	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	—	4	H23.12.21 全部廃止 (▲570㎡)
69	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲950㎡)
70	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,320	4	H22.9.9 指定
71	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	770	4	〃
72	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	500	4	〃
73	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	570	4	H23.12.21 一部廃止 (▲640㎡)
74	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	628	4	H27.12.22 指定
75	小山西町柿ノ木谷	南丹市 園部町 小山西町柿ノ木谷地内	1,870	2	〃
76	八 木 東 所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,040	4	
77	八 木 東 所	南丹市 八木町 八木東所地内	580	4	
合 計			約82,168		

※赤字が今回の変更箇所

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

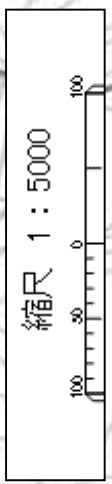
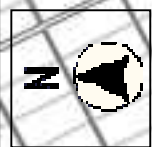
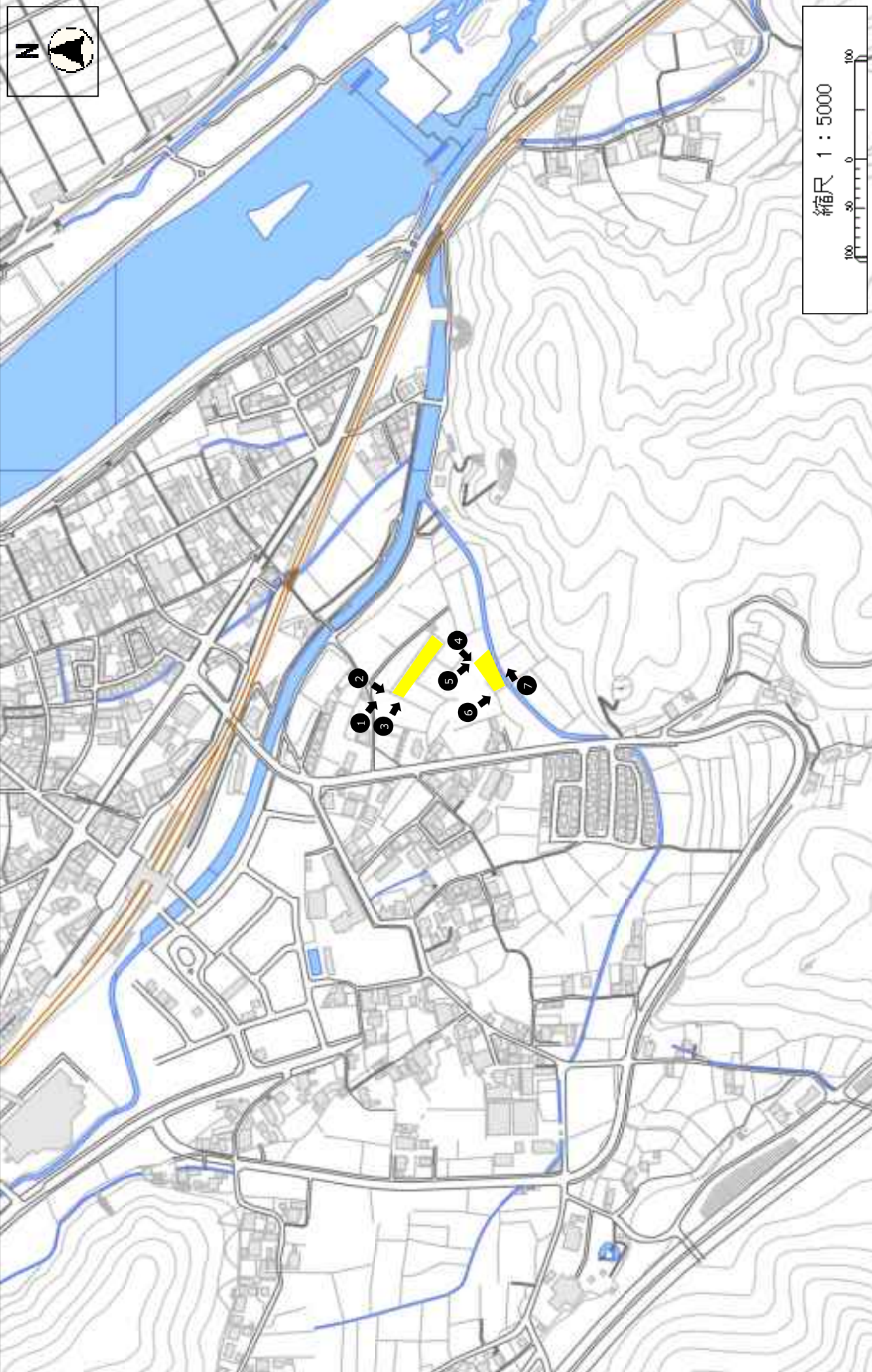
生産緑地地区指定箇所一覧（変更前）



No.	名称	位置	面積 (㎡)	図面 番号	備考
	地区名				
1	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	約 870	4	H22.9.9 指定
2	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	—	3	全部廃止 (▲1,340㎡)
3	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	990	4	H22.9.9 指定
4	大藪上河原田	南丹市 八木町 大藪上河原田地内	580	4	〃
5	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	550	4	〃
6	横田 1 号	南丹市 園部町 横田 1 号地内	870	3	〃
7	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	830	4	〃
8	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,090	4	〃
9	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	510	4	〃
10	八木前所	南丹市 八木町 八木前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲550㎡)
11	八木東所	南丹市 八木町 八木東所、前所地内	—	4	R2.4.3 全部廃止 (▲3,540㎡)
12	欠番				指定までに取り下げがあったもの
13	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲1,330㎡)
14	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	〃 (▲2,430㎡)
15	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	—	4	〃 (▲3,020㎡)
16	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通地内	2,790	4	H22.9.9 指定
17	八木西町裏	南丹市 八木町 八木西町裏地内	1,120	4	〃
18	八木東所	南丹市 八木町 八木東所地内	1,010	4	〃
19	南広瀬川端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,260	4	〃
20	南広瀬砂子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	730	4	〃
21	南広瀬八反田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	1,540	4	〃
22	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉地内	900	4	〃
23	南広瀬泉	南丹市 八木町 南広瀬泉、梅ノ木原地内	4,490	4	〃
24	南広瀬上条	南丹市 八木町 南広瀬上条地内	1,200	4	〃
25	横田 5 号	南丹市 園部町 横田 5 号地内	1,550	3	〃
26	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	1,480	3	〃
27	横田 7 号	南丹市 園部町 横田 7 号地内	720	3	〃
28	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲840㎡)
29	大藪小溝	南丹市 八木町 大藪小溝地内	—	4	〃 (▲1,220㎡)
30	上木崎町宮ノ口	南丹市 園部町 上木崎町宮ノ口地内	5,280	1	H22.9.9 指定
31	小桜町 2 号	南丹市 園部町 小桜町 2 号地内	1,430	1	〃
32	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,020	2	〃
33	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,770	2	〃
34	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	840	2	〃
35	栄町 3 号	南丹市 園部町 栄町 3 号地内	1,510	1・2	〃
36	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	610	4	〃
37	大藪下中島	南丹市 八木町 大藪下中島地内	1,520	4	〃
38	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	700	4	〃
39	大藪田中	南丹市 八木町 大藪田中地内	2,480	4	〃
40	大藪折戸	南丹市 八木町 大藪折戸地内	3,250	4	〃
41	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	2,190	4	〃
42	大藪下河原田	南丹市 八木町 大藪下河原田、生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲2,140㎡)
43	大藪細通	南丹市 八木町 大藪細通、下中島地内	2,660	4	H22.9.9 指定
44	横田 2 号	南丹市 園部町 横田 2 号地内	1,750	3	〃
45	八木嶋町ノ坪	南丹市 八木町 八木嶋町ノ坪地内	740	4	〃
46	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	1,000	4	〃
47	南広瀬下野	南丹市 八木町 南広瀬下野地内	600	4	〃
48	南広瀬中河原	南丹市 八木町 南広瀬中河原地内	540	4	〃
49	欠番				指定までに取り下げがあったもの
50	南広瀬中島	南丹市 八木町 南広瀬中島地内	1,830	4	H22.9.9 指定
51	八木嶋下柳ヶ坪	南丹市 八木町 八木嶋下柳ヶ坪地内	—	4	R4.全部廃止 (▲970㎡)
52	大藪生寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R4.全部廃止 (▲1,120㎡)





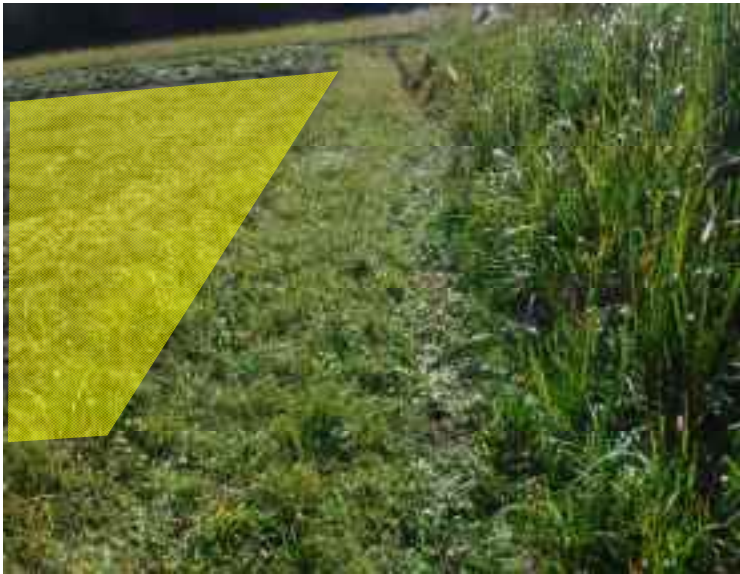
名 称		位 置	面積 (㎡)	図面 番号	備 考
No.	地 区 名				
53	南 広 瀬 砂 子	南丹市 八木町 南広瀬砂子地内	1,470	4	H22.9.9 指定
54	南 広 瀬 上 野	南丹市 八木町 南広瀬上野地内	1,340	4	〃
55	南 広 瀬 梅ノ木原	南丹市 八木町 南広瀬梅ノ木原地内	610	4	〃
56	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	940	4	〃
57	南 広 瀬 川 端	南丹市 八木町 南広瀬川端地内	1,120	4	〃
58	横 田 3 号	南丹市 園部町 横田3号地内	1,430	3	〃
59	大 藪 生 寿	南丹市 八木町 大藪生寿地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲500㎡)
60	大 藪 田 中	南丹市 八木町 大藪田中地内	1,090	4	H22.9.9 指定
61	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,470	4	〃
62	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,950	4	〃
63	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	590	4	〃
64	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	850	4	〃
65	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	850	4	〃
66	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	3,170	4	〃
67	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,210	4	H23.12.21 一部指定 (60㎡)
68	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	—	4	H23.12.21 全部廃止 (▲570㎡)
69	八 木 野 条	南丹市 八木町 八木野条地内	—	4	R5.3.31 全部廃止 (▲950㎡)
70	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	1,320	4	H22.9.9 指定
71	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	770	4	〃
72	八 木 北 所	南丹市 八木町 八木北所地内	500	4	〃
73	八 木 大 狩 代	南丹市 八木町 八木大狩代地内	570	4	H23.12.21 一部廃止 (▲640㎡)
74	南 広 瀬 八 反 田	南丹市 八木町 南広瀬八反田地内	628	4	H27.12.22 指定
75	小山西町柿ノ木谷	南丹市 園部町 小山西町柿ノ木谷地内	1,870	2	〃
合 計			約80,548		


「位置及び区域は計画図表示のとおり」



	<p>写真①</p>
	<p>写真②</p>
	<p>写真③</p>



	<p>写真④</p>
	<p>写真⑤</p>
	<p>写真⑥</p>

	<p>写真⑦</p>



議案第 3 号

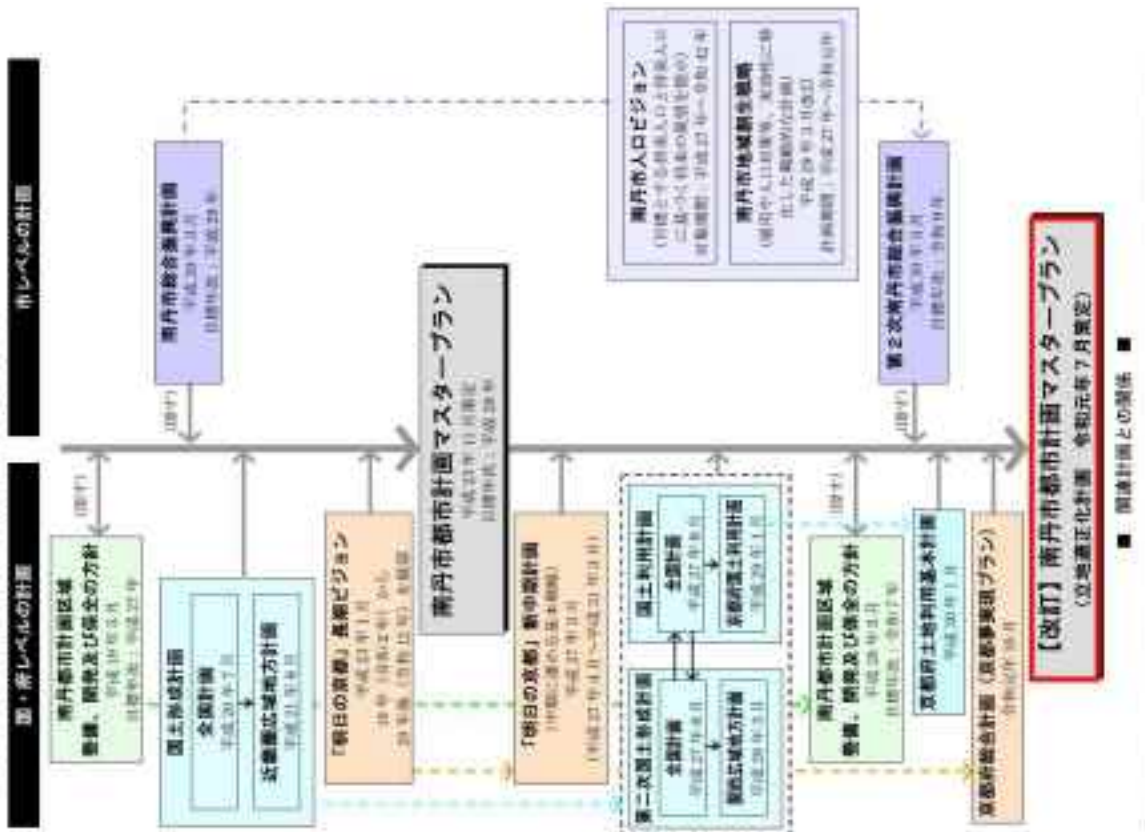
南丹市都市計画マスタープランの改訂について

新 旧 対 照 表

【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

(2) 計画の位置づけ

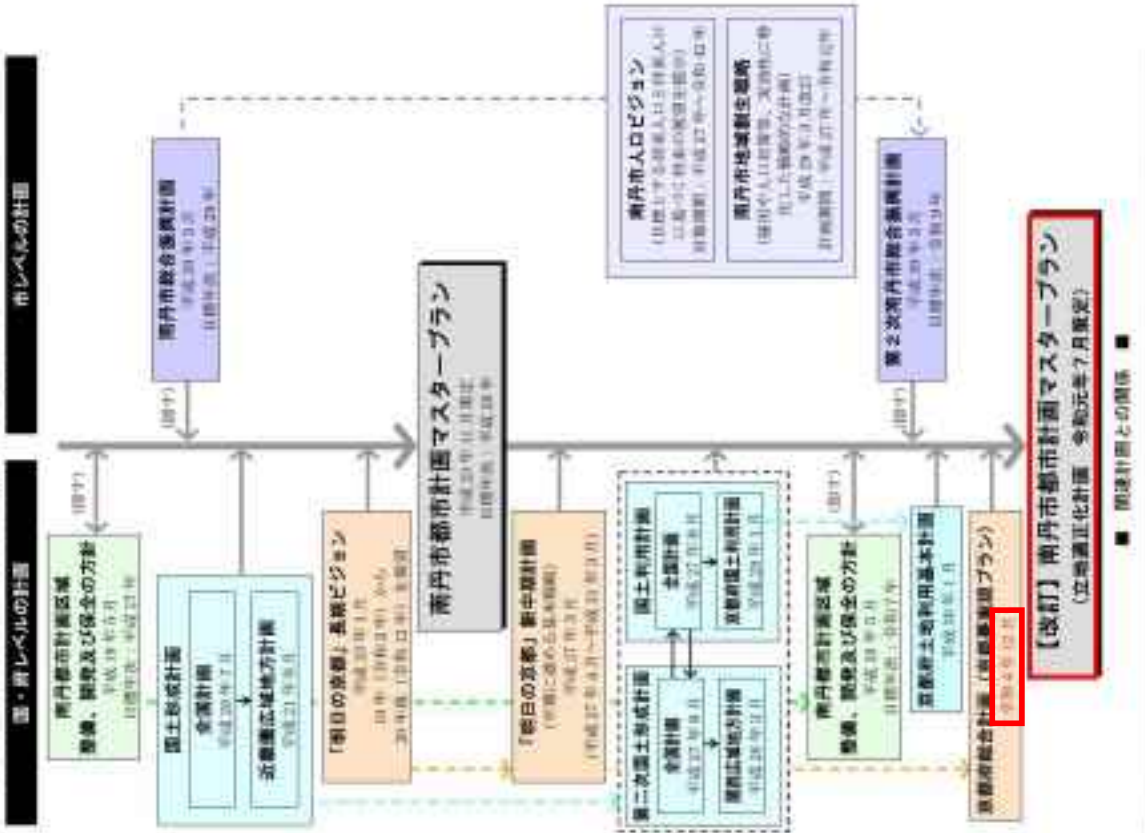
本計画は、「第2次南丹市総合振興計画」などの上位計画に照して当初計画を改訂するものです。本計画と関連する計画の関係は以下のとおりです。



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次南丹市総合振興計画」などの上位計画に照して当初計画を改訂するものです。本計画と関連する計画の関係は以下のとおりです。



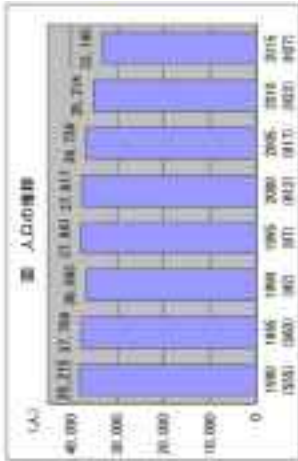


【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R.13.11）

⑫ 人口・世帯数

① 人口

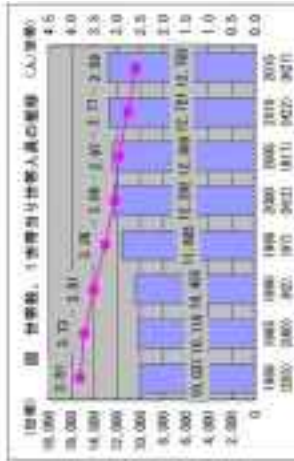
人口は、平成7年に一時的増加したものの、平成12年から再び減少傾向にあり、平成27年は33,148人上なっています。



出典：国勢調査

② 世帯数

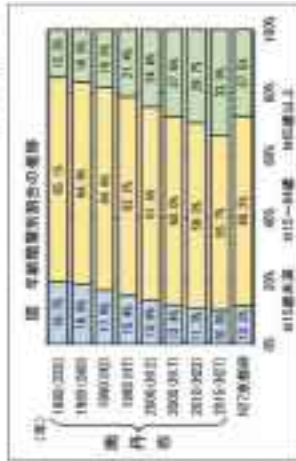
世帯数は、平成12年以降増加しているものの増加傾向が鈍っており、平成27年には14,163世帯となっています。1世帯当たりの人口は、年々低下傾向にあり、平成27年には1.9人を下回り、平成27年には1.59人/世帯まで少なくなっています。



出典：国勢調査

③ 高齢化率と人口

高齢化率と人口は、高齢化率の上昇と人口の減少により、高齢化率の上昇が著しく、平成27年には65歳以上の割合が23.6%に達しています。高齢化率の平均と比較しても、10年程度年少子高齢化が進んでいる状況にあります。（平成27年時点）



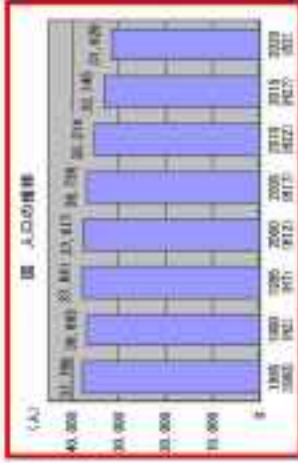
出典：国勢調査

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

⑫ 人口・世帯数

① 人口

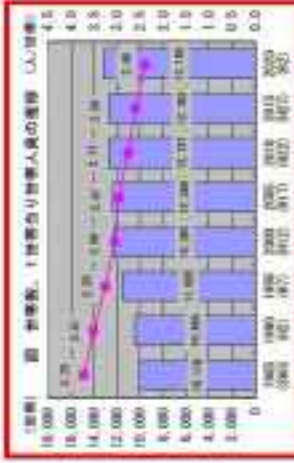
人口は、平成7年に一時的増加したものの、平成12年から再び減少傾向にあり、令和3年は33,629人上なっています。



出典：国勢調査

② 世帯数

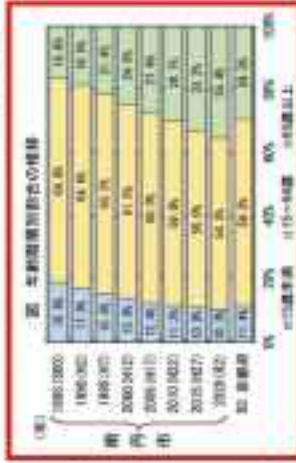
世帯数は、平成12年以降増加しているものの増加傾向が鈍っており、令和3年には14,163世帯となっています。1世帯当たりの人口は、年々低下傾向にあり、平成27年には1.9人を下回り、令和3年には1.59人/世帯まで少なくなっています。



出典：国勢調査

③ 高齢化率と人口

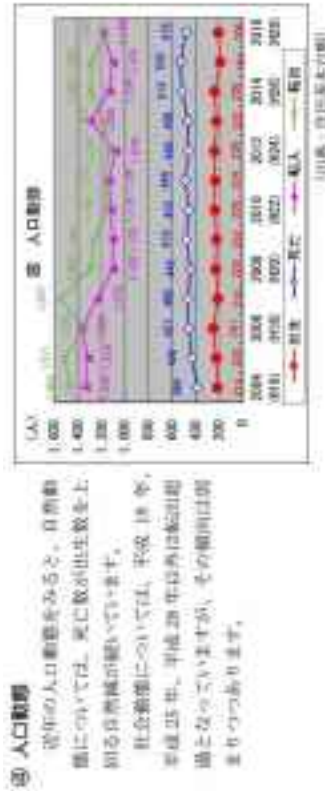
高齢化率と人口は、高齢化率の上昇と人口の減少により、高齢化率の上昇が著しく、令和3年には65歳以上の割合が23.6%に達しています。高齢化率の平均と比較しても、10年程度年少子高齢化が進んでいる状況にあります。（令和3年時点）



出典：国勢調査

令和3年国勢調査速報値に基づく推定値  
2027年国勢調査速報値に基づく推定値

【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

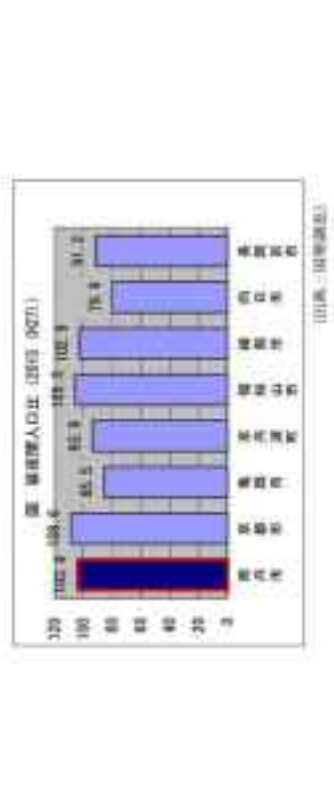
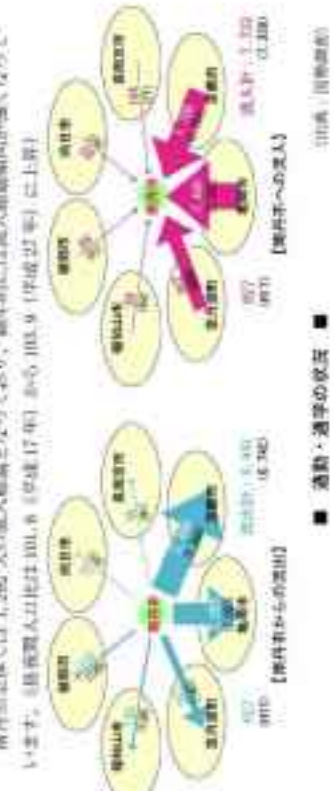


⑤ 通勤・通学人口（流出入状況）

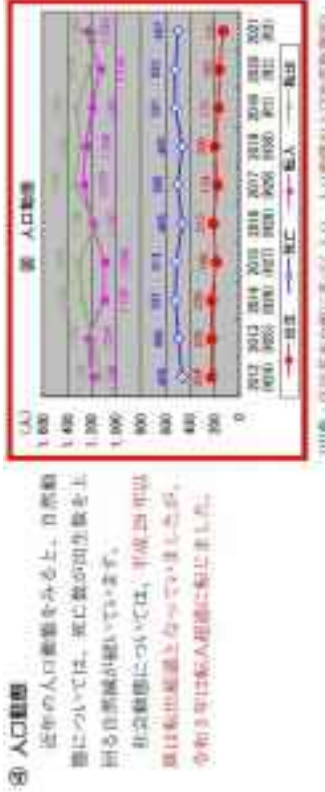
平成27年にはおける本市に居住する就業者・通学者は18,209人であり、うち35.0%の約6,411人が市外に流出しています。主な流出先は、京都府(26.0%)、亀岡市(31.3%)、丹波町(11.0%)の順となっております。

熊出町村からの通勤・通学者は7,373人であり、主な流入先は亀岡市(44.0%)、京都府(22.1%)、京丹波町(14.4%)の順となっております。

南丹市全体では1,292人の転入超過となっております。将来的には転入超過傾向が強くなつていきます。【転入人口は101.6(平成17年)から103.9(平成22年)に上昇】



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

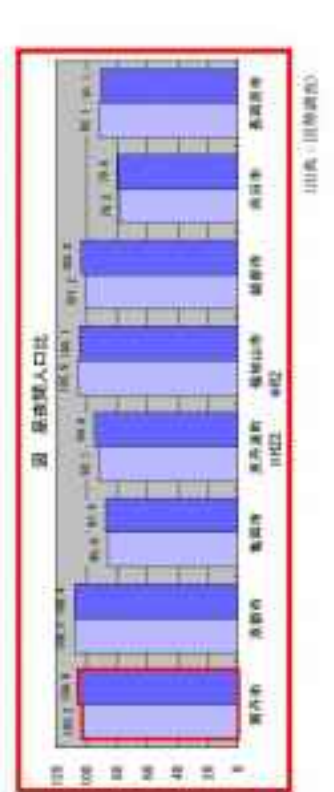


⑤ 通勤・通学人口（流出入状況）

令和3年にはおける本市に居住する就業者・通学者は18,417人であり、うち35.0%の約6,469人が市外に流出しています。主な流出先は、京都府(26.0%)、亀岡市(31.3%)、京丹波町(11.1%)の順となっております。

熊出町村からの通勤・通学者は7,408人であり、主な流入先は亀岡市(44.0%)、京都府(22.1%)、京丹波町(14.4%)の順となっております。

南丹市全体では1,329人の転入超過となっております。将来的には転入超過傾向が強くなつていきます。【転入人口は103.2(平成22年)から104.9(令和3年)に上昇】



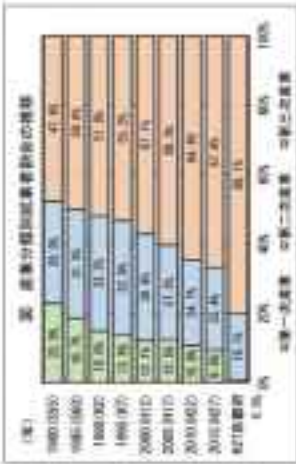
【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

(3) 産業

① 産業従事者人口

第一次産業はほぼ一貫して減少傾向にあります。第二次産業は平成5年までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。

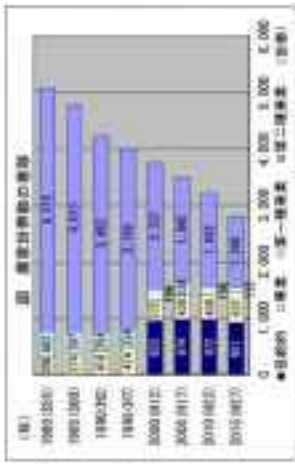
京都府全体の平均と比較すると、第一次産業、第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低くなっています。(平成27年時点)



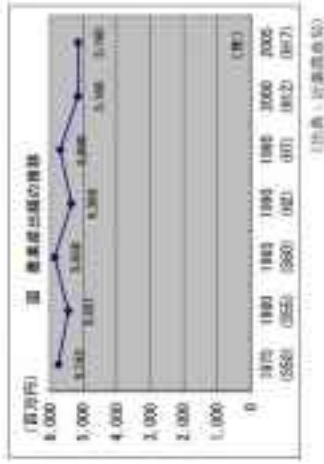
② 産業

産業従事者は年々減少しており、特に第二次産業従事者の減少が目立っています。

産業産出額は、昭和60年を境に減少傾向にあり、平成13年には8,399百万円となっています。



前平成13年から調査項目に「自然的農業」が追加された。



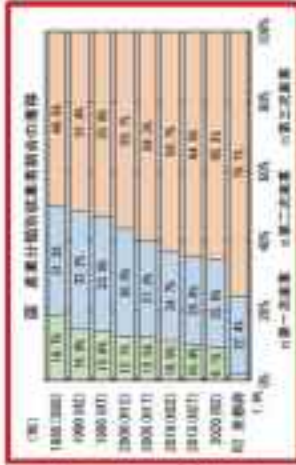
【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

(3) 産業

① 産業従事者人口

第一次産業はほぼ一貫して減少傾向にあります。第二次産業は平成5年までは増加傾向にあり、その後は減少傾向に転じています。

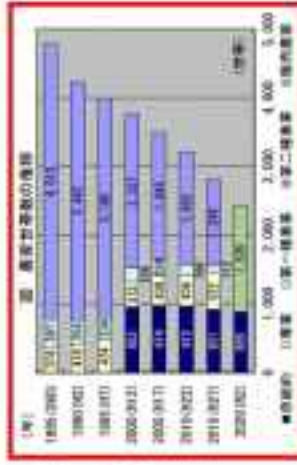
京都府全体の平均と比較すると、第一次産業、第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低くなっています。(令和3年時点)



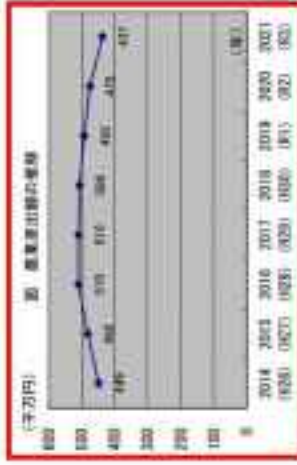
② 産業

産業従事者は年々減少しており、特に第二次産業従事者の減少が目立っています。

産業産出額は、平成28年、29年をピークに減少傾向にあり、令和3年には8,399百万円となっています。



令和3年からの調査項目に「自然的農業」が追加されている。





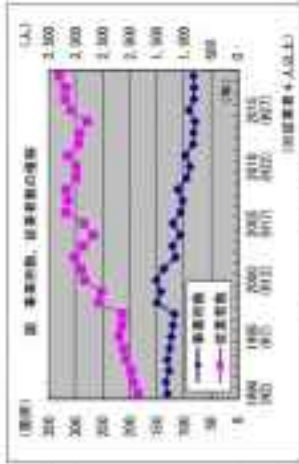
【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

③ 工業

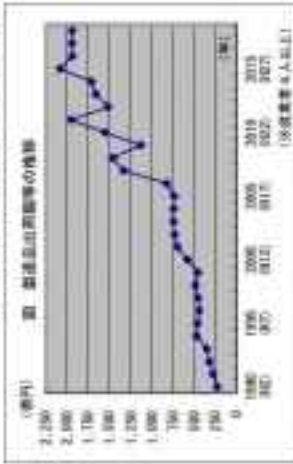
事業所数は平成 12 年をピークとして減少傾向に転じており、平成 20 年には増減率となっています。従業員数は、概ね増加傾向が続いていますが、近年は 3,000 人前後で推移しています。

製造品出荷額は、緩やかな増加傾向にあります。京都市光出村の整備に伴って、平成 10 年以降急増し、平成 30 年には約 1,900 億円となっています。

平成 30 年の産業分類別状況によると、事業所数、従業員数、製造品出荷額等のいずれも食料品の産出が多くなっています。(製造品出荷額等は転居数値を除く)



出典：工業統計調査、経済センサス(国勢調査)



出典：工業統計調査、経済センサス(国勢調査)

○ 産業分類別の状況(平成 30 年、従業員 4 人以上) ◎

事業所	従業員数	製造品出荷額 (万円)	割合	
製造業計	87	3,208	19,401,323	50.0%
食料品製造業	18	3,285	7,217,092	37.0%
原料・たばこ・飼料製造業	3	65	X	-
繊維工業	10	74	46,995	0.2%
木質・木製品製造業(家具を除く)	8	120	688,193	2.0%
家具・製備品製造業(家具を除く)	2	12	X	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	24	X	-
印刷・同梱業	5	91	293,743	1.0%
化学工業	4	62	137,677	0.6%
プラスチック製品製造業(樹脂を除く)	7	175	454,677	2.3%
合成樹脂・皮革製造業	1	5	X	-
窯業・土石製品製造業	4	108	254,219	1.2%
金属製品製造業	7	218	287,641	1.5%
はん形印刷業	1	28	X	-
金属機械器具製造業	2	37	X	-
金属工業機械器具製造業	1	193	X	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	49	X	-
輸送用機械器具製造業	4	798	9,428,173	48.0%
その他の製造業	4	87	566,443	0.9%

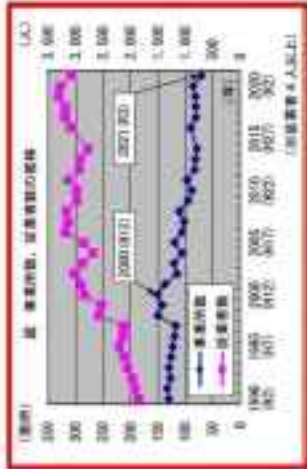
【新】改訂第 2 版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

③ 工業

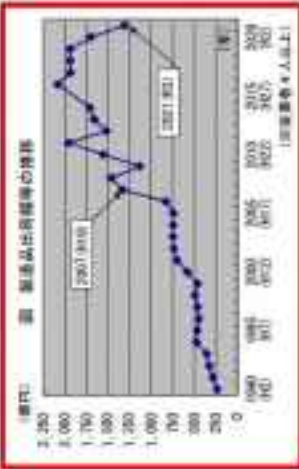
事業所数は平成 12 年をピークとして減少傾向に転じており、令和 3 年には 71 施設となっています。従業員数は、概ね増加傾向が続いていますが、近年は 3,000 人前後で推移しています。

製造品出荷額は、京都府内農村圏に比べて平成 19 年をピークに急増し増加傾向にあります。令和 3 年には約 1,310 億円まで増加しました。

令和 3 年の産業分類別状況によると、事業所数、従業員数、製造品出荷額等のいずれも食料品の産出が多くなっています。(製造品出荷額等は転居数値を除く)



出典：工業統計調査、経済センサス(国勢調査)



出典：工業統計調査、経済センサス(国勢調査)

○ 産業分類別の状況(令和 3 年、従業員 4 人以上) ◎

事業所	従業員数	製造品出荷額 (万円)	割合	
製造業計	71	3,075	13,188,324	70.0%
食料品製造業	18	3,285	3,066,377	83.0%
原料・たばこ・飼料製造業	3	74	X	-
繊維工業	6	41	28,342	0.2%
木質・木製品製造業(家具を除く)	7	103	604,811	3.1%
家具・製備品製造業(家具を除く)	3	9	X	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	21	X	-
印刷・同梱業	5	62	168,672	1.2%
化学工業	2	68	141,068	1.1%
プラスチック製品製造業(樹脂を除く)	3	104	299,904	2.0%
合成樹脂・皮革製造業	4	91	315,847	2.3%
窯業・土石製品製造業	4	11	27,679	0.2%
金属製品製造業	3	22	X	-
はん形印刷業	2	35	X	-
金属機械器具製造業	1	103	X	-
金属工業機械器具製造業	1	28	X	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	718	8,883,763	28.9%
輸送用機械器具製造業	4	82	276,448	2.1%

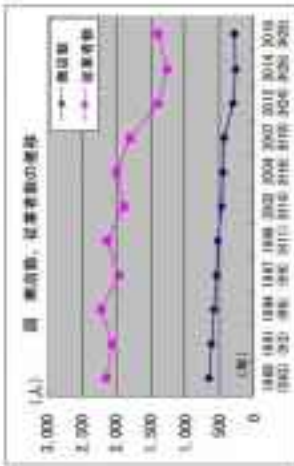
出典：工業統計調査

注：1. 転居数値を除く。2. 転居数値を除く。3. 転居数値を除く。4. 転居数値を除く。5. 転居数値を除く。6. 転居数値を除く。7. 転居数値を除く。8. 転居数値を除く。9. 転居数値を除く。10. 転居数値を除く。11. 転居数値を除く。12. 転居数値を除く。13. 転居数値を除く。14. 転居数値を除く。15. 転居数値を除く。16. 転居数値を除く。17. 転居数値を除く。18. 転居数値を除く。19. 転居数値を除く。20. 転居数値を除く。21. 転居数値を除く。22. 転居数値を除く。23. 転居数値を除く。24. 転居数値を除く。25. 転居数値を除く。26. 転居数値を除く。27. 転居数値を除く。28. 転居数値を除く。29. 転居数値を除く。30. 転居数値を除く。31. 転居数値を除く。32. 転居数値を除く。33. 転居数値を除く。34. 転居数値を除く。35. 転居数値を除く。36. 転居数値を除く。37. 転居数値を除く。38. 転居数値を除く。39. 転居数値を除く。40. 転居数値を除く。41. 転居数値を除く。42. 転居数値を除く。43. 転居数値を除く。44. 転居数値を除く。45. 転居数値を除く。46. 転居数値を除く。47. 転居数値を除く。48. 転居数値を除く。49. 転居数値を除く。50. 転居数値を除く。51. 転居数値を除く。52. 転居数値を除く。53. 転居数値を除く。54. 転居数値を除く。55. 転居数値を除く。56. 転居数値を除く。57. 転居数値を除く。58. 転居数値を除く。59. 転居数値を除く。60. 転居数値を除く。61. 転居数値を除く。62. 転居数値を除く。63. 転居数値を除く。64. 転居数値を除く。65. 転居数値を除く。66. 転居数値を除く。67. 転居数値を除く。68. 転居数値を除く。69. 転居数値を除く。70. 転居数値を除く。71. 転居数値を除く。72. 転居数値を除く。73. 転居数値を除く。74. 転居数値を除く。75. 転居数値を除く。76. 転居数値を除く。77. 転居数値を除く。78. 転居数値を除く。79. 転居数値を除く。80. 転居数値を除く。81. 転居数値を除く。82. 転居数値を除く。83. 転居数値を除く。84. 転居数値を除く。85. 転居数値を除く。86. 転居数値を除く。87. 転居数値を除く。88. 転居数値を除く。89. 転居数値を除く。90. 転居数値を除く。91. 転居数値を除く。92. 転居数値を除く。93. 転居数値を除く。94. 転居数値を除く。95. 転居数値を除く。96. 転居数値を除く。97. 転居数値を除く。98. 転居数値を除く。99. 転居数値を除く。100. 転居数値を除く。

【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

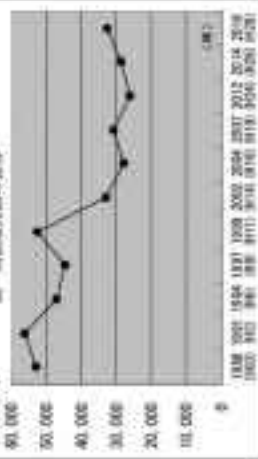
④ 概要

商店数、従業員数、商店販売額のいずれからも減少傾向にありましたが、商店数と従業員数は平成24年に増加に転じており、商店販売額については平成25年以降は増減に転じています。



【出典】商店統計調査、統計センター(鳥取県調査)

⑤ 概況

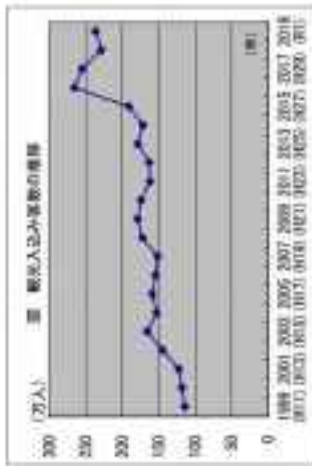


【出典】商店統計調査、統計センター(鳥取県調査)

⑥ 観光

広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する丹波原生林、日本の原風景となっている湯山のかきみきの里、「狐隠神の本がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを伝える養蚕ふり原、紅葉本で有名な大塚川河畔などの観光資源に多くの観光客が訪れています。

年間の観光入込客数は、近年増加傾向にありましたが、平成25年にかけて急増し、令和5年には約200万人となっています。



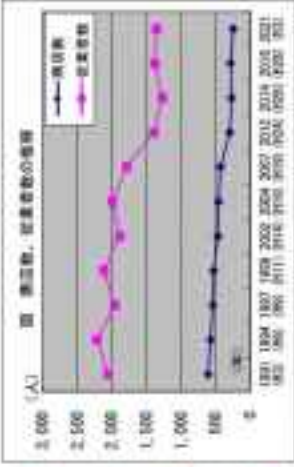
【出典】観光入込客調査 (鳥取県観光局調査)

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

④ 概要

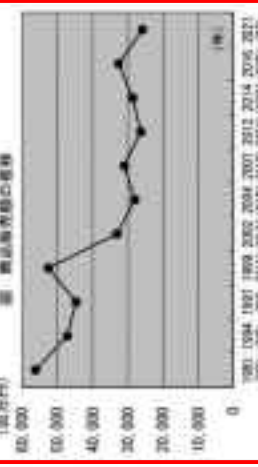
商店数は緩やかな減少傾向、従業員数は平成19年は増加傾向にあり、平成25年に増加に転じました。なお、令和3年には再度減少に転じています。

商店販売額は平成18年に増加傾向に転じており、平成24年から令和3年にかけては約40億円の減少となっています。



【出典】商店統計調査、統計センター(鳥取県調査)

⑤ 概況



【出典】商店統計調査、統計センター(鳥取県調査)

⑥ 観光

広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する丹波原生林、日本の原風景となっている湯山のかきみきの里、「狐隠神の本がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを伝える養蚕ふり原、紅葉本で有名な大塚川河畔などの観光資源に多くの観光客が訪れています。

年間の観光入込客数は、近年増加傾向にありましたが、平成25年にかけて急増し、令和5年には約200万人となっています。

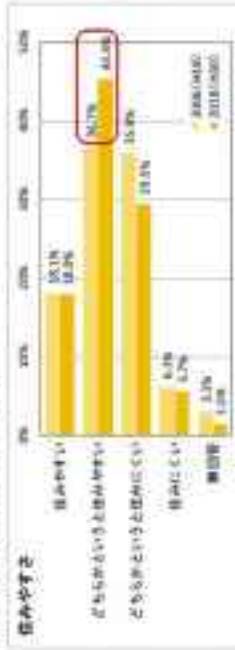


【出典】観光入込客調査 (鳥取県観光局調査)

② アンケート結果から得られる課題

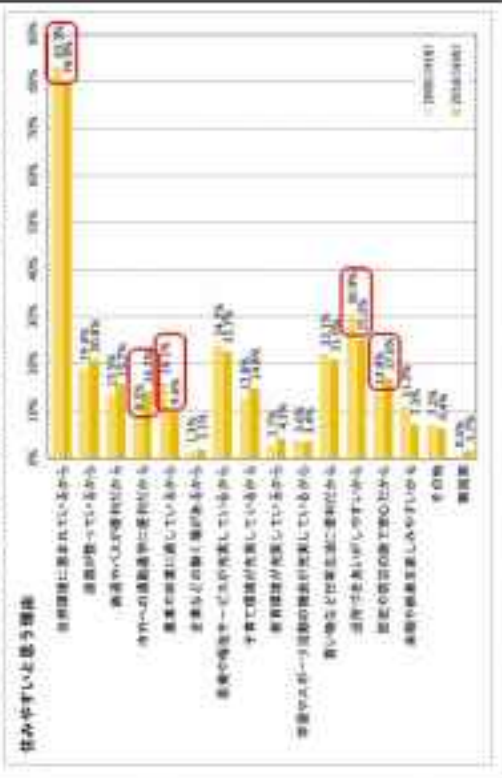
■住みやすさ

- ・平成 30 年度調査結果では、「住みやすい」と「どちらか」といふと「住みやすい」の合計は 43.2% であり、「どちらか」といふと「住みにくい」と「住みにくい」の合計 (35.2%) を大きく上回っています。
- ・平成 18 年度調査結果と比較すると、「どちらか」といふと「住みにくい」が減少しており、住みやすさに関する評価が高くなっています。



■住みやすい理由 (3つまで選択)

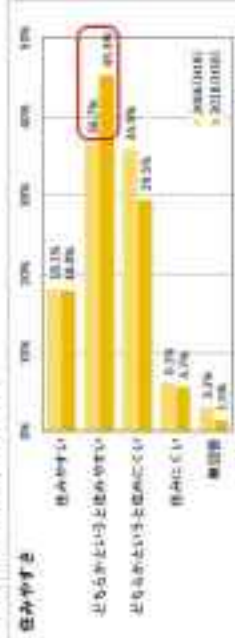
- ・平成 30 年度調査結果では、「自然環境に恵まれているから」が 79.1% と非常に多く、次いで「道路づまあいがいしやすいから」(25.2%)、「医療や福祉サービスが充実しているから」(22.7%) の順となっています。
- ・結果的には、「市外への通勤通学に便利だから」、「防犯や防災の面で安心だから」が増加し、「商業や休業に困っているから」、「道路づまあいがいしやすいから」が減少しています。



② アンケート結果から得られる課題

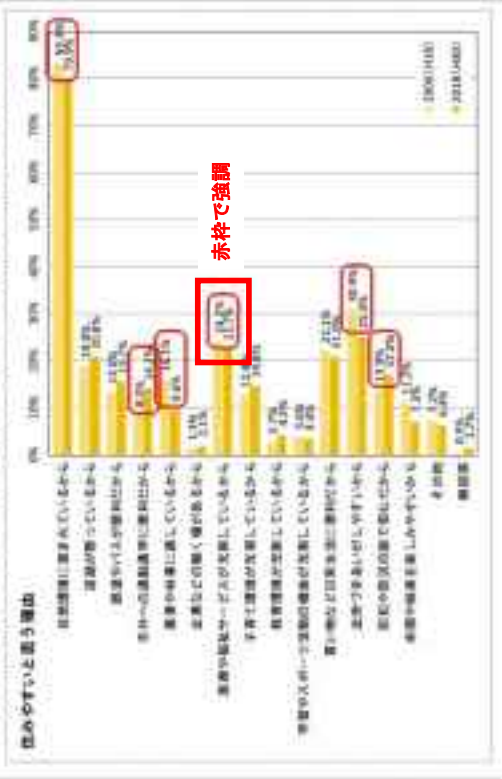
■住みやすさ

- ・平成 30 年度調査結果では、「住みやすい」と「どちらか」といふと「住みやすい」の合計は 40.2% であり、「どちらか」といふと「住みにくい」と「住みにくい」の合計 (36.2%) を大きく上回っています。
- ・平成 18 年度調査結果と比較すると、「どちらか」といふと「住みにくい」が減少しており、住みやすさに関する評価が高くなっています。



■住みやすい理由 (3つまで選択)

- ・平成 30 年度調査結果では、「自然環境に恵まれているから」が 79.1% と非常に多く、次いで「道路づまあいがいしやすいから」(25.2%)、「医療や福祉サービスが充実しているから」(22.7%) の順となっています。
- ・結果的には、「市外への通勤通学に便利だから」、「防犯や防災の面で安心だから」が増加し、「商業や休業に困っているから」、「道路づまあいがいしやすいから」が減少しています。

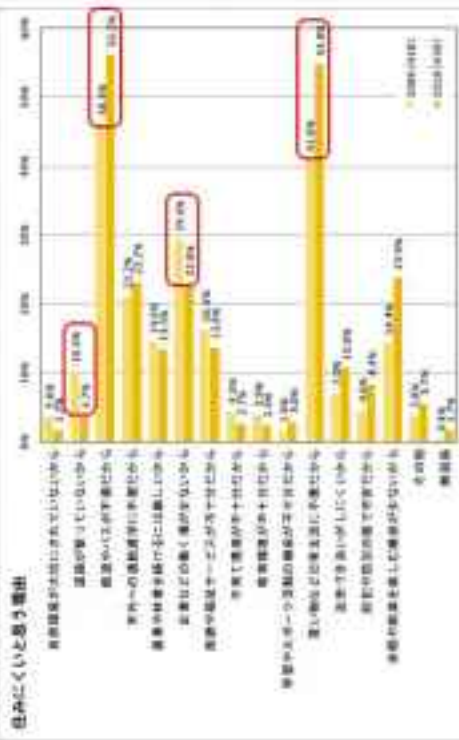




【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

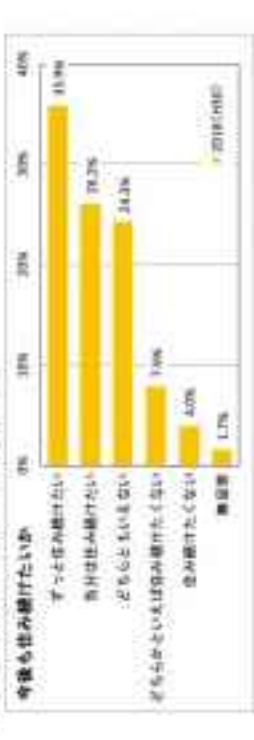
■住みにくい理由 (3つまで選択)

- ・平成 30 年世帯調査結果では、「鉄道やバスが不便だから」が 36.3%、「買い物など日常生活に不便だから」が 31.9%で半ばを超えており、次いで「通勤や通学に必要となる機会が少ないから」(23.0%)、「住居への通勤通学に不便だから」(22.2%)の順となっています。
- ・続年的には、「買い物など日常生活に不便だから」、「鉄道やバスが不便だから」が増加し、「通勤が難しいから」、「企業などの働く場が少ないから」が減少しています。



■今後も住み続けたいか

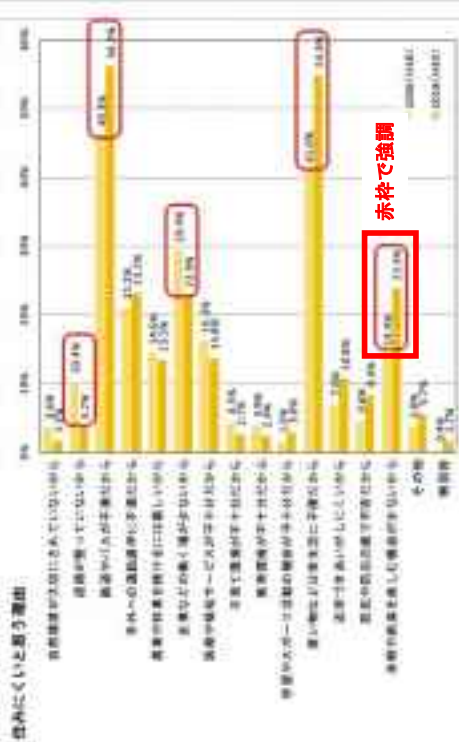
- ・「ずっと住み続けたい」が 35.0%で最も多く、「当分は住み続けたい」(29.2%)を加えると半分以上が住み続けたいと考えており、「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計は11.9%に留まっています。



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

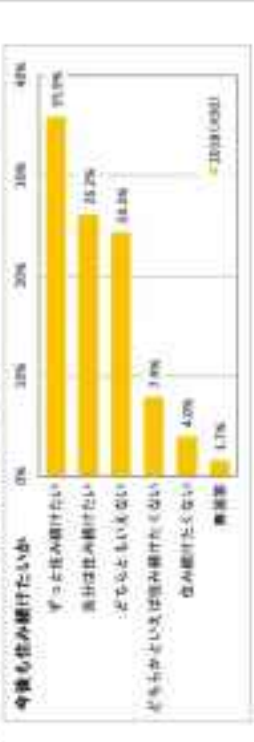
■住みにくい理由 (3つまで選択)

- ・平成 30 年世帯調査結果では、「鉄道やバスが不便だから」が 36.3%、「買い物など日常生活に不便だから」が 31.9%で半ばを超えており、次いで「通勤や通学に必要となる機会が少ないから」(23.0%)、「住居への通勤通学に不便だから」(22.2%)の順となっています。
- ・続年的には、「買い物など日常生活に不便だから」、「鉄道やバスが不便だから」が増加し、「通勤が難しいから」、「企業などの働く場が少ないから」が減少しています。



■今後も住み続けたいか

- ・「ずっと住み続けたい」が 35.0%で最も多く、「当分は住み続けたい」(29.2%)を加えると半分以上が住み続けたいと考えており、「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計は11.9%に留まっています。



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

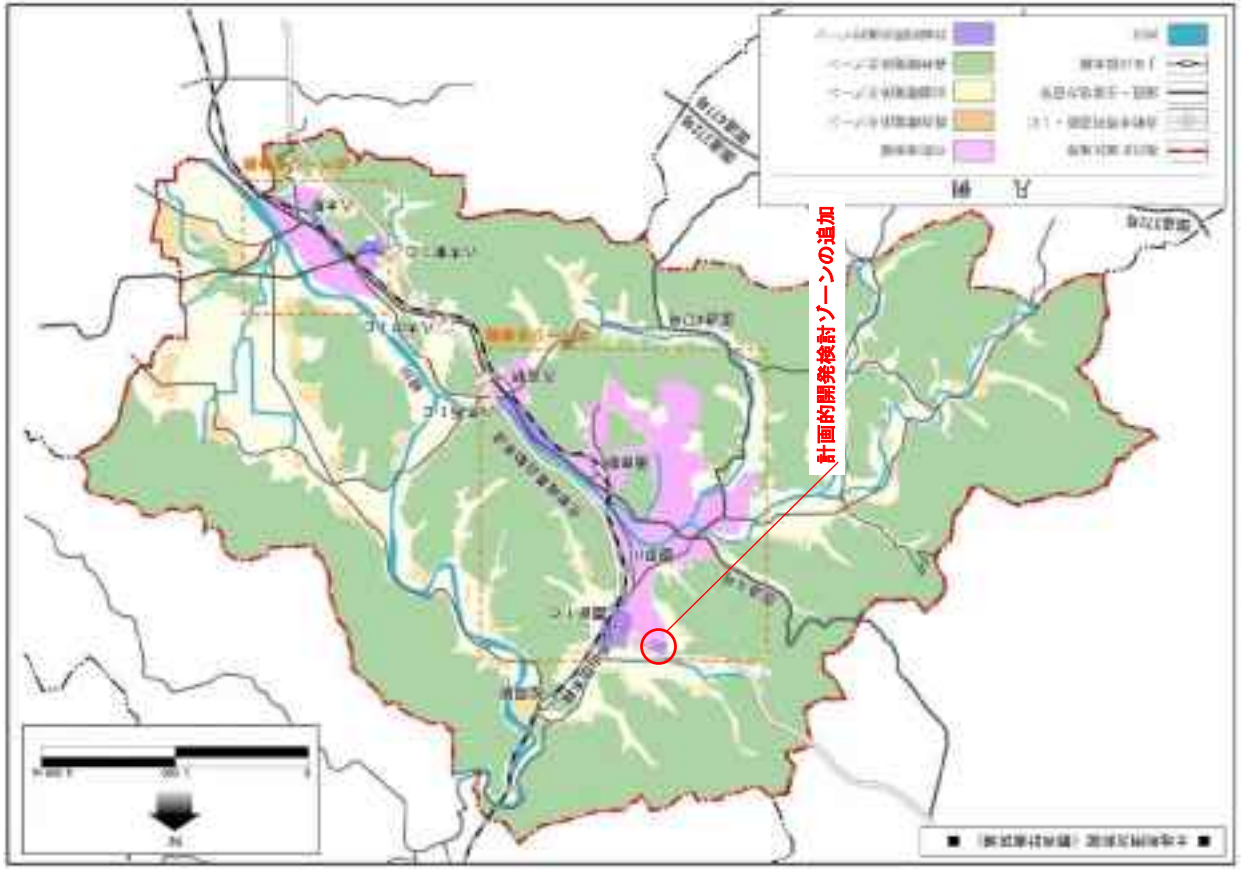
【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針
居住環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落集塊、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用との調和を基本としつつ、良好な居住環境や地域環境を保全することを基本とします。</li> <li>・このうち、日吉支所、魚山支所の周辺においては、生活の拠点としての自然特性を活かして、魅力ある住環境の形成と沿道環境の整備を図ります。</li> <li>・また、生活道路や下水管などの生活基盤施設の整備・改善とともに、伝統的な家並みや集落景観の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。</li> </ul>
田園環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川や山鹿川の支流沿いなどの優れた田園環境が残る一帯は、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を目指します。</li> <li>・また、これら一帯の優良農地は、背後の山並みと一体となって良好な郷土景観を呈していることから、南丹市固有の地域景観として保全を図ります。</li> </ul>
森林環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域を囲む森林地域は、水資源、気候調整、景観形成、木材供給、野生動物の生息、大気浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。特に、東麓部では、桂川や山鹿川などの河川と一体となって南丹市を特徴づける景観を形成していることから、眺望景観の形成として調和のとれた保全と活用を進めます。</li> <li>・既存の市街地や集落地の周辺の登山道等は、緑豊かな森林や清い水のある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、適切な土地利用を誘導します。</li> </ul>
新たな土地利用を創出する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな開発を計画的に誘導することにより地域活力の向上に資すると見込まれる地域については、森林農業との調和や都市計画のバランス、周辺環境への影響に配慮しながら、計画的かつ適切な土地利用について検討を図ります。</li> <li>・東麓部南側と南丹市北部に集まれる南道9号の沿道は、南道9号の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、工業・流通系の物流サービス施設の土地利用の促進に向けた検討を図ります。</li> <li>・東麓17周辺地区および八木東まで周辺地区は、広域的な交通機能の結節点となる地域であり、民間活力も活用しながら、工業・流通サービス系の施設の土地利用の促進に向けた検討を図ります。</li> <li>・東麓町城崎町地区は、周辺の土地利用との調和を図りつつ、工業系、商業系の土地利用の促進に向けた検討を図ります。</li> </ul>

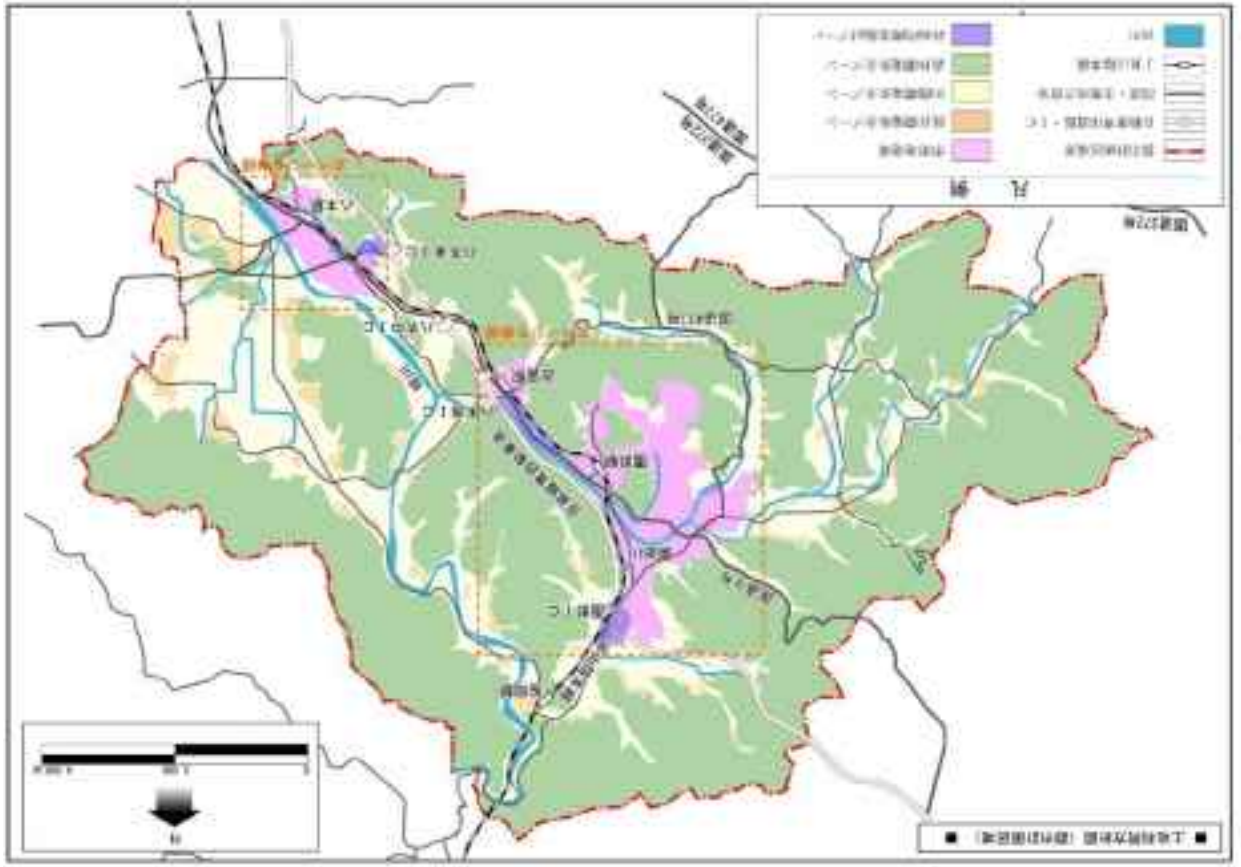
ゾーン・エリア名称	土地利用の方針、配置の方針
居住環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落集塊、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用との調和を基本としつつ、良好な居住環境や地域環境を保全することを基本とします。</li> <li>・このうち、日吉支所、魚山支所の周辺においては、生活の拠点としての自然特性を活かして、魅力ある住環境の形成と沿道環境の整備を図ります。</li> <li>・また、生活道路や下水管などの生活基盤施設の整備・改善とともに、伝統的な家並みや集落景観の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。</li> </ul>
田園環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川や山鹿川の支流沿いなどの優れた田園環境が残る一帯は、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を目指します。</li> <li>・また、これら一帯の優良農地は、背後の山並みと一体となって良好な郷土景観を呈していることから、南丹市固有の地域景観として保全を図ります。</li> </ul>
森林環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域を囲む森林地域は、水資源、気候調整、景観形成、木材供給、野生動物の生息、大気浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。特に、東麓部では、桂川や山鹿川などの河川と一体となって南丹市を特徴づける景観を形成していることから、眺望景観の形成として調和のとれた保全と活用を進めます。</li> <li>・既存の市街地や集落地の周辺の登山道等は、緑豊かな森林や清い水のある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、適切な土地利用を誘導します。</li> </ul>
新たな土地利用を創出する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな開発を計画的に誘導することにより地域活力の向上に資すると見込まれる地域については、森林農業との調和や都市計画のバランス、周辺環境への影響に配慮しながら、計画的かつ適切な土地利用について検討を図ります。</li> <li>・東麓部南側と南丹市北部に集まれる南道9号の沿道は、南道9号の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、工業・流通系の物流サービス施設の土地利用の促進に向けた検討を図ります。</li> <li>・東麓17周辺地区および八木東まで周辺地区は、広域的な交通機能の結節点となる地域であり、民間活力も活用しながら、工業・流通サービス系の施設の土地利用の促進に向けた検討を図ります。</li> <li>・東麓町城崎町地区は、周辺の土地利用との調和を図りつつ、工業系、商業系の土地利用の促進に向けた検討を図ります。</li> </ul>



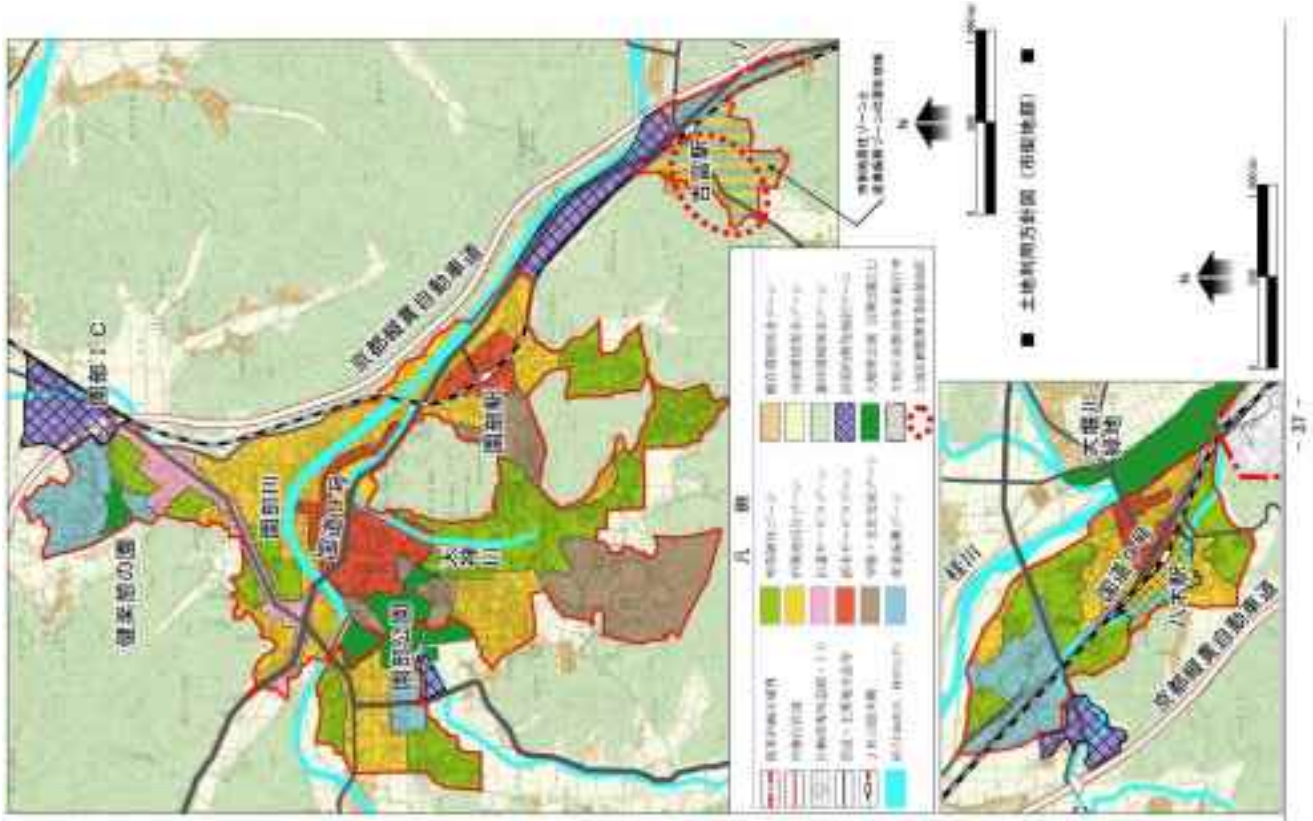
【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）



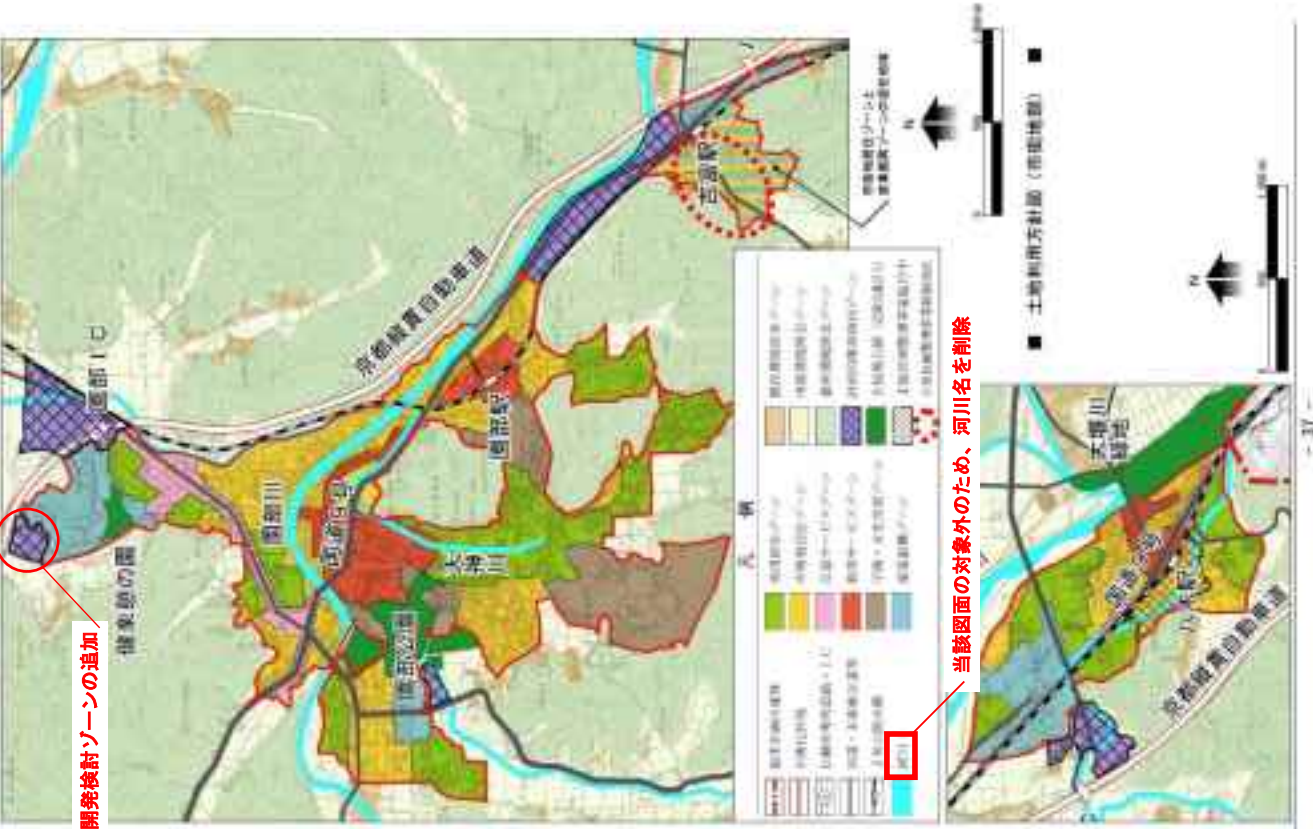
【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)



計画的開発検討ゾーンの追加

当該図面の対象外のため、河川名を削除



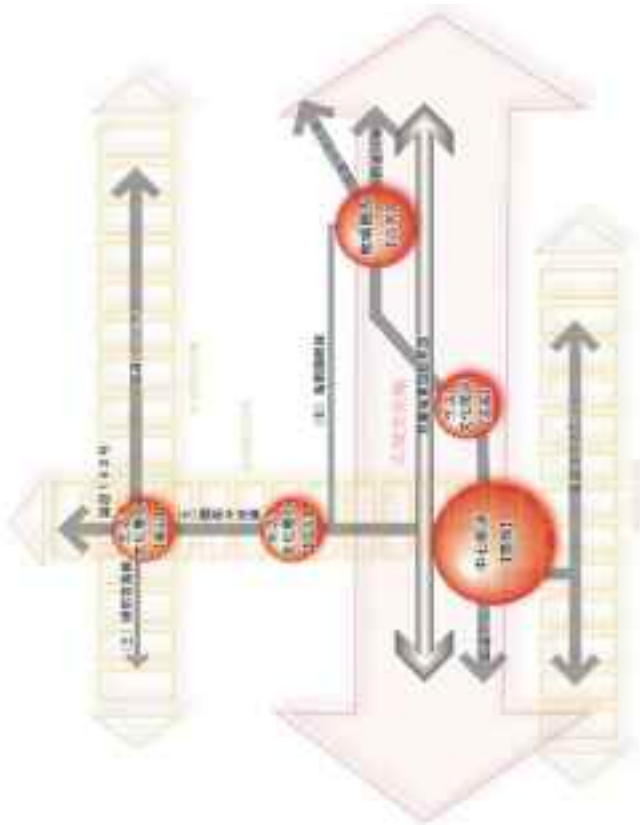
【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

(2) 道路ネットワーク整備の基本方針

① 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

南丹市の道路網は、東西に国土形成の一環を担う広域幹線道路が構築し、南北に南丹市の地域間や周辺市町と連絡する広域幹線道路が構築される形となっており、国道9号の一部などでは、市界間の交差点や街道の土地利便の状況などによって重複がみられます。

このため南丹市においては、国土形成の一環を担う広域幹線道路の機能強化を促進するとともに、南丹市の地域間や周辺市町との連携を高める広域幹線道路や幹線道路の計画的な整備を図ります。また、市民の日常生活を高めるため、広域幹線道路や幹線道路との役割分担を踏まえた計画的な整備を推進します。



■ 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

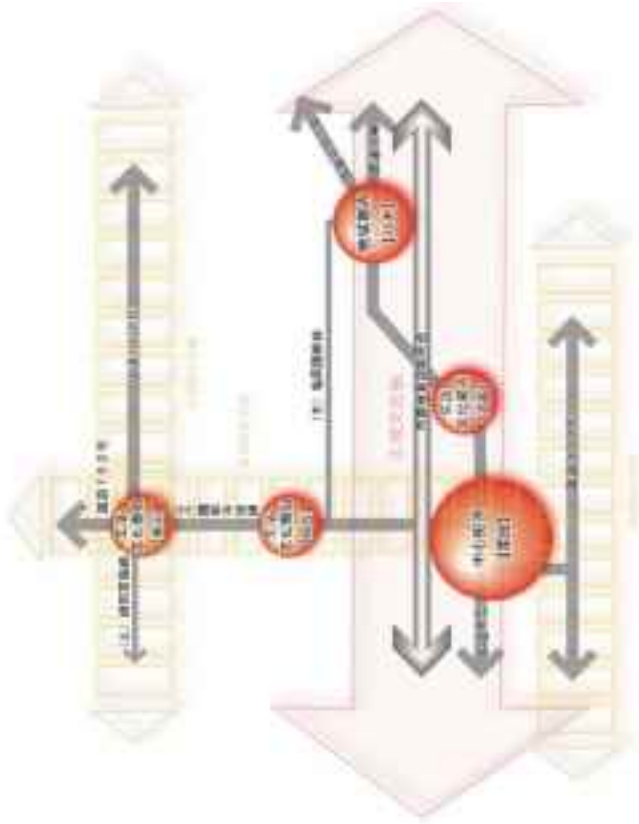
【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

(2) 道路ネットワーク整備の基本方針

① 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

南丹市の道路網は、東西に国土形成の一環を担う広域幹線道路が構築し、南北に南丹市の地域間や周辺市町と連絡する広域幹線道路が構築される形となっており、国道9号の一部などでは、市界間の交差点や街道の土地利便の状況などによって重複がみられます。

このため南丹市においては、国土形成の一環を担う広域幹線道路の機能強化を促進するとともに、南丹市の地域間や周辺市町との連携を高める広域幹線道路や幹線道路の計画的な整備を図ります。また、市民の日常生活を高めるため、広域幹線道路や幹線道路との役割分担を踏まえた計画的な整備を推進します。



■ 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

② 道路ネットワークの整備方針

■広域幹線道路

高規格道路や国道及び主要地方道などにより、国土形成の一端を担う広域的な交通を支える広域幹線道路の形成を図ります。

新開発道路である市道南丹自動車道は、京都市方面と丹波谷間を連絡する幹線道路としての役割を担うとともに、赤井山線道路、舞鶴若狭自動車道等との接続によってより広域的なネットワークを構築しました。南丹市の地域活性化や企業立地にも大きく寄与するため、都市計画決定直前の暫定と車線使用区間の早期４車線化を目指し、関係機関に整備の促進を働きかけていきます。

また、市内を通達する国道は、広域的な交通を処理し、都市の主軸を形成する広域的な幹線道路として位置づけ、主要施設間の整備促進などにより、京都市をはじめとする周辺都市との連携強化を図ります。

国道 9号：難波谷などの沿道な通行の確保や市街地などの一部区間の道路に対応するため、適切な整備水準の確保を図ります。

国道 162号：丸尾・柳井村正などの改良などにより、安全性・快適性の向上を促進します。

国道 372号：南八田道路の整備により、自動車交通の円滑性、安全性の向上が図られています。

国道 477号：西田大蔵道路の整備により、京都府道自動車道へのアクセス改善、自動車交通の円滑性、安全性の向上が図られています。

■幹線道路

南丹市内の幹線および主要な都市計画道路により、広域幹線道路を補完するとともに、隣接する自治体との連携を支える幹線道路網の形成を図ります。また、それぞれの道路の特性に応じた用途・土地利用の誘導、安心・安全に利用できる緑道・歩行空間の確保などにより、快適な道路環境の実現を目指します。

南丹市と周辺都市を連絡する幹線及び南丹市の地域間を連絡する幹線を、幹線道路として位置づけ、整備が必要とされる区間については、関係機関に整備を働きかけ、地域間の連携強化を図ります。

また、市街地内の拠点間を連絡する都市計画道路及び市街地内の交通を円滑に処理するための主要な都市計画道路についても、幹線道路として位置づけ、主要施設間の計画的な整備を推進します。

なお、広域道路のうち、幹線道路としての機能も果たせる道路については活用を図ります。

■補助幹線道路

幹線道路以外の都市計画道路は、補助幹線道路として、幹線道路を補完するとともに、それぞれの市街地や市内に点在する主要な施設などをつなぐ道路として位置づけ、既存道路の拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

② 道路ネットワークの整備方針

■広域幹線道路

高規格道路や国道及び主要地方道などにより、国土形成の一端を担う広域的な交通を支える広域幹線道路の形成を図ります。

高規格道路である市道南丹自動車道は、京都市方面と丹波谷間を連絡する幹線道路としての役割を担うとともに、赤井山線道路、舞鶴若狭自動車道等との接続によってより広域的なネットワークを構築しました。南丹市の地域活性化や企業立地にも大きく寄与するため、都市計画決定直前の暫定と車線使用区間の早期４車線化を目指し、関係機関に整備の促進を働きかけていきます。

また、市内を通達する国道は、広域的な交通を処理し、都市の主軸を形成する広域的な幹線道路として位置づけ、主要施設間の整備促進などにより、京都市をはじめとする周辺都市との連携強化を図ります。

国道 9号：難波谷などの沿道な通行の確保や市街地などの一部区間の道路に対応するため、適切な整備水準の確保を図ります。

国道 162号：丸尾・柳井村正などの改良などにより、安全性・快適性の向上を促進します。

国道 372号：南八田道路の整備により、自動車交通の円滑性、安全性の向上が図られています。

国道 477号：西田大蔵道路の整備により、京都府道自動車道へのアクセス改善、自動車交通の円滑性、安全性の向上が図られています。

■幹線道路

南丹市内の幹線および主要な都市計画道路により、広域幹線道路を補完するとともに、隣接する自治体との連携を支える幹線道路網の形成を図ります。また、それぞれの道路の特性に応じた用途・土地利用の誘導、安心・安全に利用できる緑道・歩行空間の確保などにより、快適な道路環境の実現を目指します。

南丹市と周辺都市を連絡する幹線及び南丹市の地域間を連絡する幹線を、幹線道路として位置づけ、整備が必要とされる区間については、関係機関に整備を働きかけ、地域間の連携強化を図ります。

また、市街地内の拠点間を連絡する都市計画道路及び市街地内の交通を円滑に処理するための主要な都市計画道路についても、幹線道路として位置づけ、主要施設間の計画的な整備を推進します。

なお、広域道路のうち、幹線道路としての機能も果たせる道路については活用を図ります。

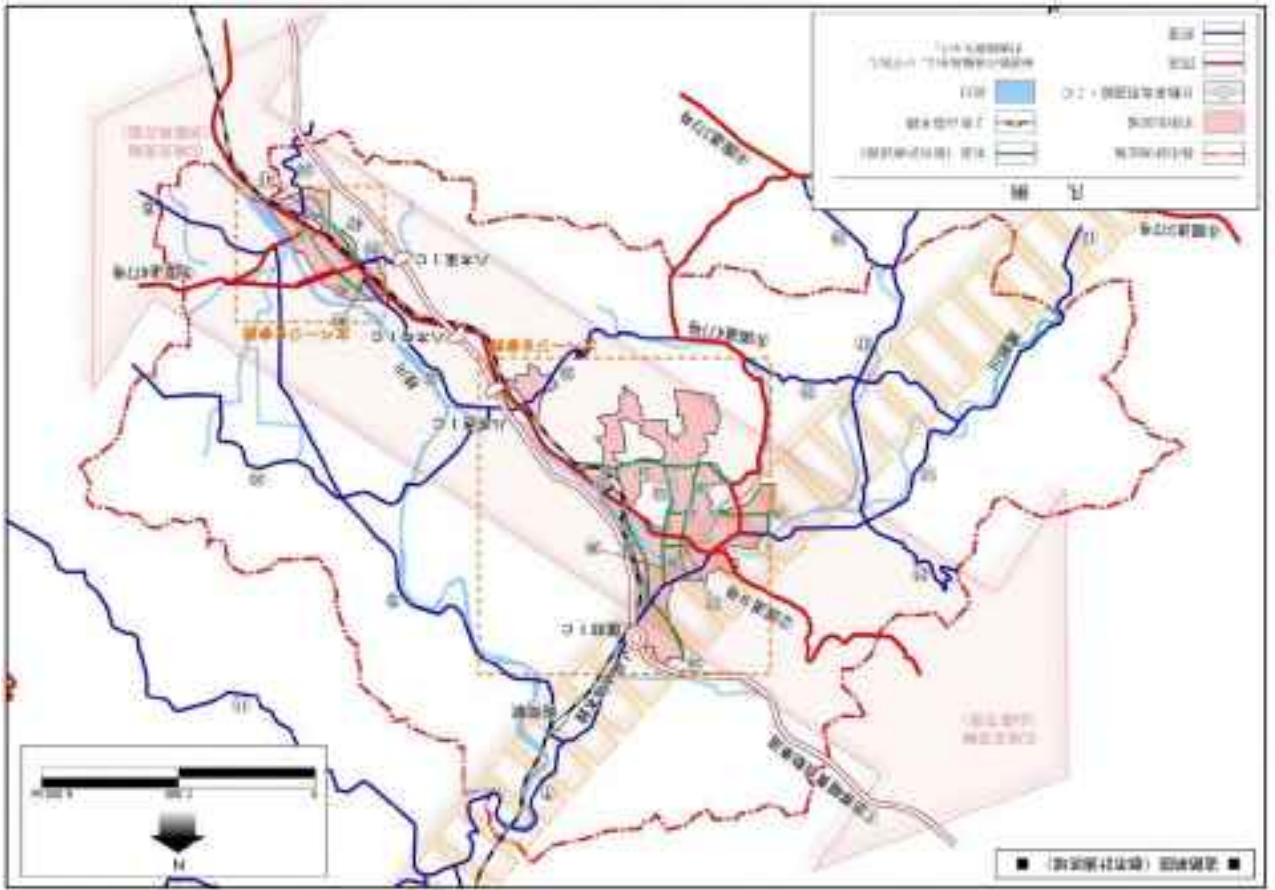
■補助幹線道路

幹線道路以外の都市計画道路は、補助幹線道路として、幹線道路を補完するとともに、それぞれの市街地や市内に点在する主要な施設などをつなぐ道路として位置づけ、既存道路の拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

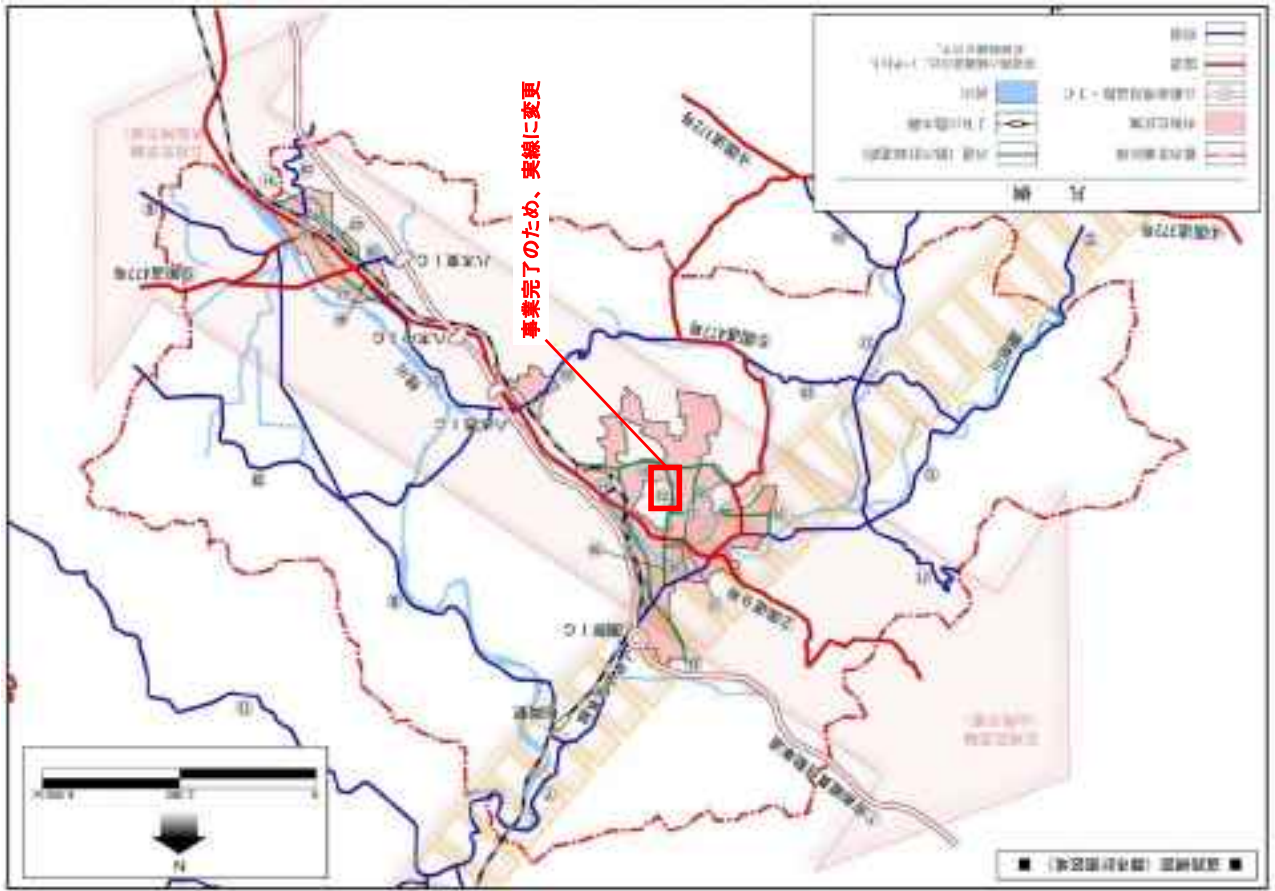
<p><b>【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）</b></p> <p>③ 地域の実情に合わせた実質的な道路整備</p> <p>■地域の特性に配慮した道路整備</p> <p>既存の市街地の一部や車庫では拡充しない道路が確保され、また、生活道路への過剰交通の流入もみられるため、地域の実情に応じて、身近な生活道路における交通の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止などに資するとともに、地域住民の居住環境の向上に資する道路整備を進めます。</p> <p>また、都市計画道路網の本質的改善のうち、地域住民の日常生活の利便性を高める道路など、整備の必要性が高い領域については、土地利用計画との調整を図りながら計画的に整備を進めます。</p> <p>■都市計画道路網の見直し</p> <p>市街地における円滑な交通の確保や計画的な市街地などを定めるため、南丹市では都市計画道路を決定し、都市整備を進めています。（令和3年現在 20路線、総延長約 30km）</p> <p>都市計画道路については、家集が密集するなどの要因から長期間におたり未着手となっている区間や、代替として機能する道路が整備された区間、都市計画決定当初に予定していた道路の機能や役割が変化している路線を対象として随時見直しを進めており、平成 20 年には、起終点の集約に伴う路線の新設・廃止、実現性・必要性の高い路線の廃止を行っています。</p> <p>今後も、京都府都市計画道路網見直し検討に基づいて、「都市の骨格形成に必要か」、「交通機能として必要か」、「空間機能として必要か」、「計画実現上の課題はないか」という観点から評価を行い、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。都市計画道路網の見直しは、今後の社会経済状況の変化を踏まえて、概ね 5～10 年毎に継続的に取り進めます。</p> <p>また、都市計画道路網の見直しに併せて、南丹市としての道路種類の多様性についても検討を行います。</p>	<p><b>【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）</b></p> <p>③ 地域の実情に合わせた実質的な道路整備</p> <p>■地域の特性に配慮した道路整備</p> <p>既存の市街地の一部や車庫では拡充しない道路が確保され、また、生活道路への過剰交通の流入もみられるため、地域の実情に応じて、身近な生活道路における交通の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止などに資するとともに、地域住民の居住環境の向上に資する道路整備を進めます。</p> <p>また、都市計画道路網の本質的改善のうち、地域住民の日常生活の利便性を高める道路など、整備の必要性が高い領域については、土地利用計画との調整を図りながら計画的に整備を進めます。</p> <p>■都市計画道路網の見直し</p> <p>市街地における円滑な交通の確保や計画的な市街地などを定めるため、南丹市では都市計画道路を決定し、都市整備を進めています。（令和3年現在 20路線、総延長約 30km）</p> <p>都市計画道路については、家集が密集するなどの要因から長期間におたり未着手となっている区間や、代替として機能する道路が整備された区間、都市計画決定当初に予定していた道路の機能や役割が変化している路線を対象として随時見直しを進めており、平成 20 年には、起終点の集約に伴う路線の新設・廃止、実現性・必要性の高い路線の廃止を行っています。</p> <p>今後も、京都府都市計画道路網見直し検討に基づいて、「都市の骨格形成に必要か」、「交通機能として必要か」、「空間機能として必要か」、「計画実現上の課題はないか」という観点から評価を行い、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。都市計画道路網の見直しは、今後の社会経済状況の変化を踏まえて、概ね 5～10 年毎に継続的に取り進めます。</p> <p>また、都市計画道路網の見直しに併せて、南丹市としての道路種類の多様性についても検討を行います。</p>
---	---



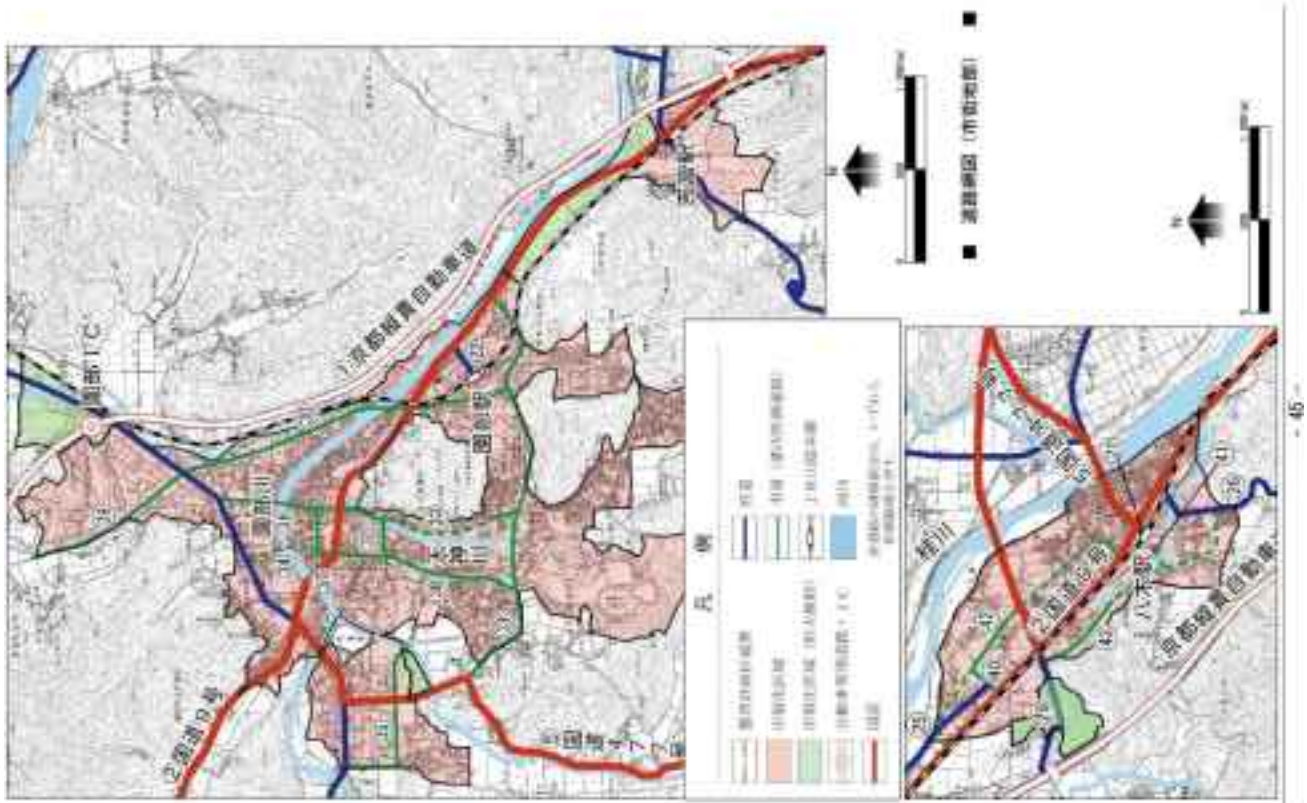
【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）



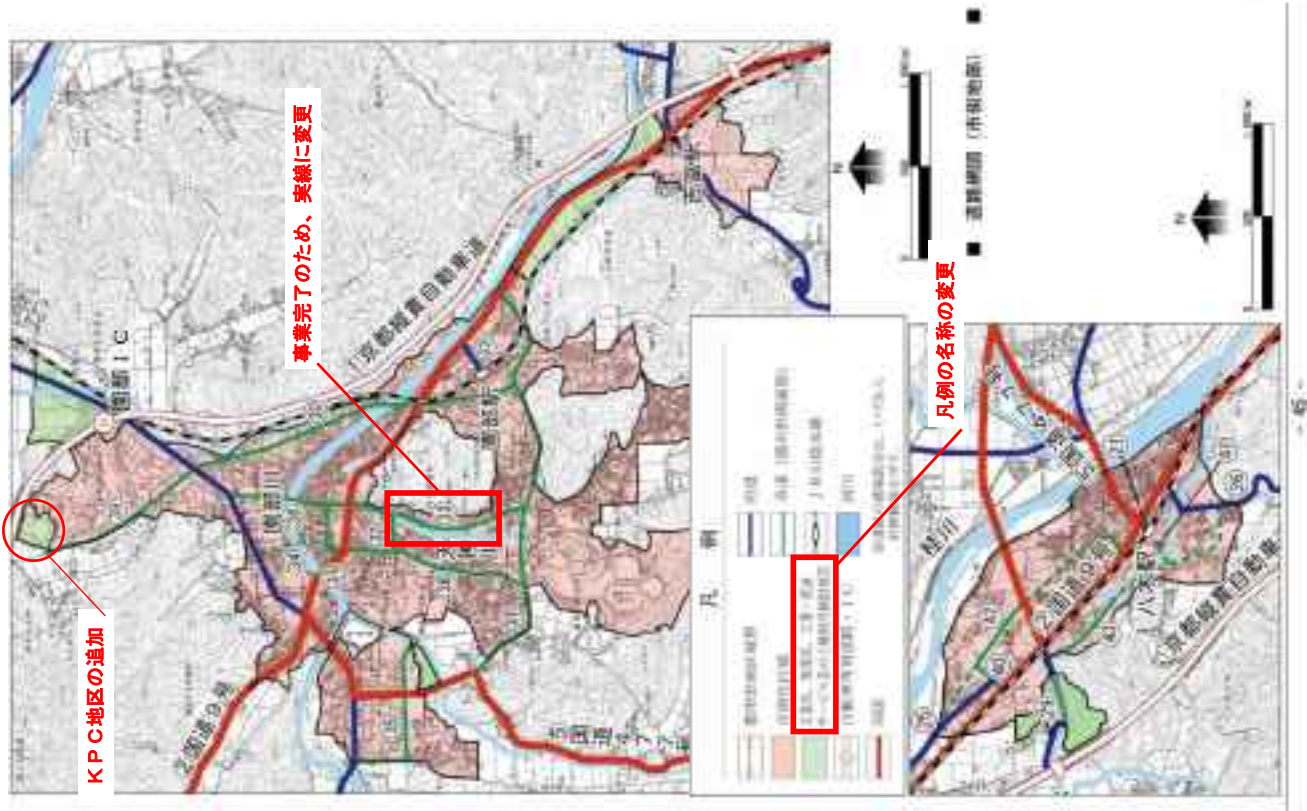
【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)





（3）公共交通の利用促進

① Jバス線本線の利用促進に向けた取り組みの推進

広域的な需要が引き続き確保されることともに、乗降負担の少ないまちづくりを推進して、今後とも京都府や周辺市町及び「山陰本線京都中京圏活性化促進協議会」などと連携し、「Jバス線本線の完全無償化（無料乗車）」制度を働きかけていきます。

公共交通サービス（フリーエリア）などによる利便性の向上、機能強化を図るため、八木駅、吉富駅などの駅周辺整備を進めます。

同駅前については、東広田駅の駅前や吉富駅による待避設備が完了しました。

八木駅周辺については、八木駅西上地区開発事業により、京都中京圏活性化推進センターを核とした駅ビル・駅舎施設等の土地活用を中心に、駅前広場周辺を店舗等立地可能な土地活用とし、多様な暮らし方のできる居住環境を整備します。また、駅へのアクセス及び駅の利便性向上を図るため、駅前西側沿道八木西側の整備を進め、環状型バス路線の創設も図ります。更に、八木駅東側の駅地の適度な活性化を図る「暮らしの拠点となる地域整備」を目的に、八木駅自由通路線を整備していきます。

同駅前以北の駅についても、エスパーターの設置やバリアフリー化などによる駅施設の利便性向上、駅前広場の交通結節機能強化を推進していきます。

通勤や観光など多様な利用目的を持つ利用者の利便性を高めるため、駅へのアクセスの向上、駅前広場における駐車場や駐輪場の確保を図るとともに、運行ダイヤの見直しによる駅での待ち時間の短縮化、鉄道とバスの接続の向上などについて交通事業者とも連携しながら、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。

また、公共交通の利用促進に向けた市民への意識啓発を継続的に取り進めるとともに、地域の観光資源やイベントとの連携などの取組を促します。

② バスの利用促進に向けた取り組みの推進

これまでのまちづくりの経緯や市街地が分散する南丹市の地域特性を踏まえること、子どもや高齢者、障がいのある人などの日常生活に不可欠な交通手段となっているバスネットワークを維持することは大変重要です。

各生活圏における身近なバスサービスや、市内に点在する拠点施設へのアクセスの確保などによりバスの利便性の向上、利用促進を図ります。

運行ルートについては、バス利用者の意識調査などにより常に利用者のニーズの把握に努めるとともに、南丹市開発公社交通会議において随時見直しを図ります。

バスシステムの利用性を高めることともに、通勤通学における利用促進やノータイムライダーの機会を通じて積極的にバスの利用促進を図ります。

また、誰もが乗り降りしやすいノンステップバスの導入などに努めます。

（3）公共交通の利用促進

① Jバス線本線の利用促進に向けた取り組みの推進

広域的な需要が引き続き確保されることともに、乗降負担の少ないまちづくりを推進して、今後とも京都府や周辺市町及び「山陰本線京都中京圏活性化促進協議会」などと連携し、「Jバス線本線の完全無償化（無料乗車）」制度を働きかけていきます。

公共交通サービス（フリーエリア）などによる利便性の向上、機能強化を図るため、八木駅、吉富駅などの駅周辺整備を進めます。

同駅前については、東広田駅の駅前や吉富駅による待避設備が完了しました。

八木駅周辺については、八木駅西上地区開発事業により、京都中京圏活性化推進センターを核とした駅ビル・駅舎施設等の土地活用を中心に、駅前広場周辺を店舗等立地可能な土地活用とし、多様な暮らし方のできる居住環境を整備します。また、駅へのアクセス及び駅の利便性向上を図るため、駅前西側沿道八木西側の整備を進め、環状型バス路線の創設も図ります。更に、八木駅東側の駅地の適度な活性化を図る「暮らしの拠点となる地域整備」を目的に、八木駅自由通路線を整備していきます。

同駅前以北の駅についても、エスパーターの設置やバリアフリー化などによる駅施設の利便性向上、駅前広場の交通結節機能強化を推進していきます。

通勤や観光など多様な利用目的を持つ利用者の利便性を高めるため、駅へのアクセスの向上、駅前広場における駐車場や駐輪場の確保を図るとともに、運行ダイヤの見直しによる駅での待ち時間の短縮化、鉄道とバスの接続の向上などについて交通事業者とも連携しながら、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。

また、公共交通の利用促進に向けた市民への意識啓発を継続的に取り進めるとともに、地域の観光資源やイベントとの連携などの取組を促します。

② バスの利用促進に向けた取り組みの推進

これまでのまちづくりの経緯や市街地が分散する南丹市の地域特性を踏まえること、子どもや高齢者、障がいのある人などの日常生活に不可欠な交通手段となっているバスネットワークを維持することは大変重要です。

各生活圏における身近なバスサービスや、市内に点在する拠点施設へのアクセスの確保などによりバスの利便性の向上、利用促進を図ります。

運行ルートについては、バス利用者の意識調査などにより常に利用者のニーズの把握に努めるとともに、南丹市開発公社交通会議において随時見直しを図ります。

バスシステムの利用性を高めることともに、通勤通学における利用促進やノータイムライダーの機会を通じて積極的にバスの利用促進を図ります。

また、誰もが乗り降りしやすいノンステップバスの導入などに努めます。



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

2. 地域別まちづくりの構想

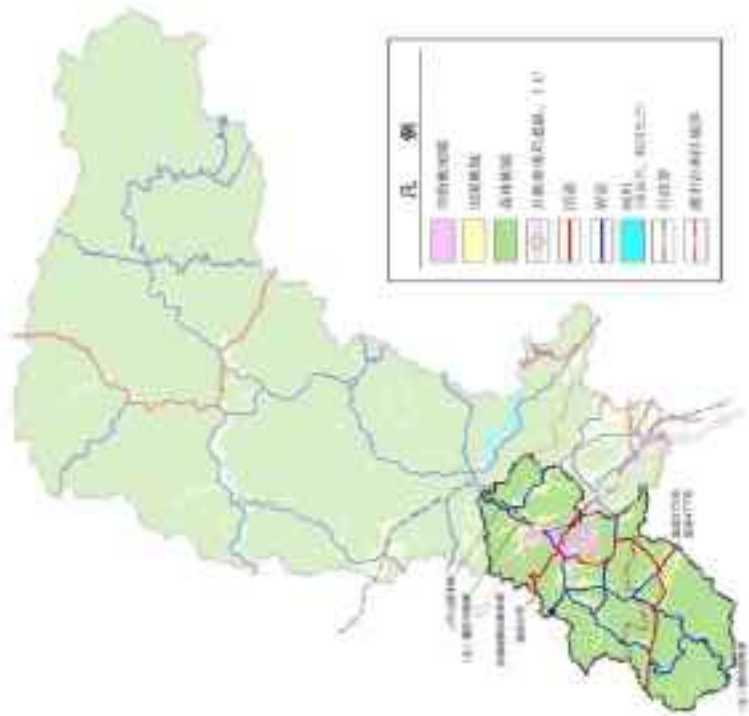
（1）圏部地域

① 全体構想における地域的位置づけ

国分駅や市役所などが集積している中心部が市部地域（「都市サービスゾーン」）、「市部地域（ゾーン）」などに位置づけられており、これら以外は田園地域と森林地域として位置づけられています。

市部地域は、南丹市の中心市部地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、市部地域や小山町地区、西村町地区などの基盤整備推進地区での発達化促進、圏域市部地の再編、圏域部の利用促進などにより、コンパクトで住みやすい生活環境の創出を図ります。

京都府方面と丹後方面を連絡する広域幹線道路である京都縦貫自動車道や国道1号を中心とする広域的な道路ネットワークを構築しており、国分市や日吉・並山地域との連携を強化する主要地方道国分早原線などの広域幹線道路の整備促進を図ります。



■ 全体構想における圏部地域的位置づけ

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

2. 地域別まちづくりの構想

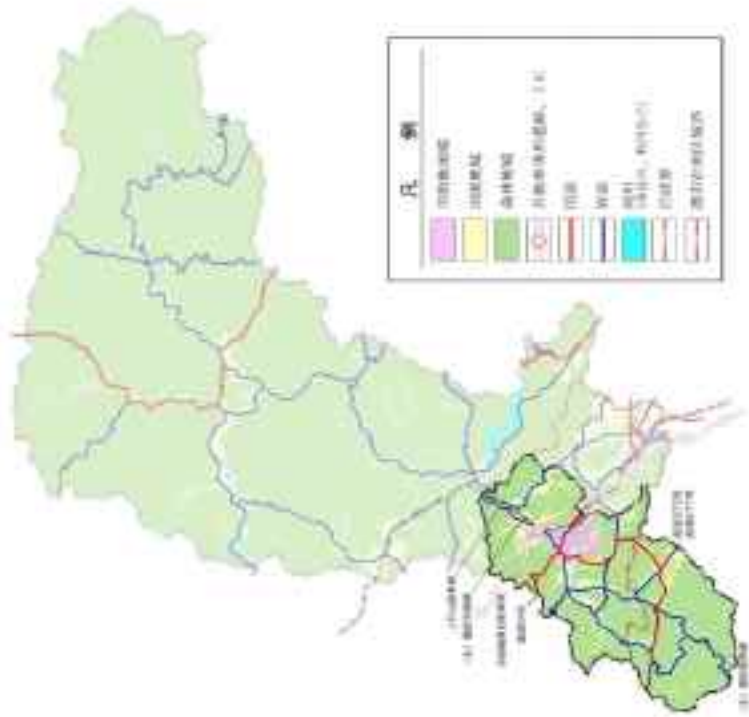
（1）圏部地域

① 全体構想における地域的位置づけ

国分駅や市役所などが集積している中心部が市部地域（「都市サービスゾーン」）、「市部地域（ゾーン）」などに位置づけられており、これら以外は田園地域と森林地域として位置づけられています。

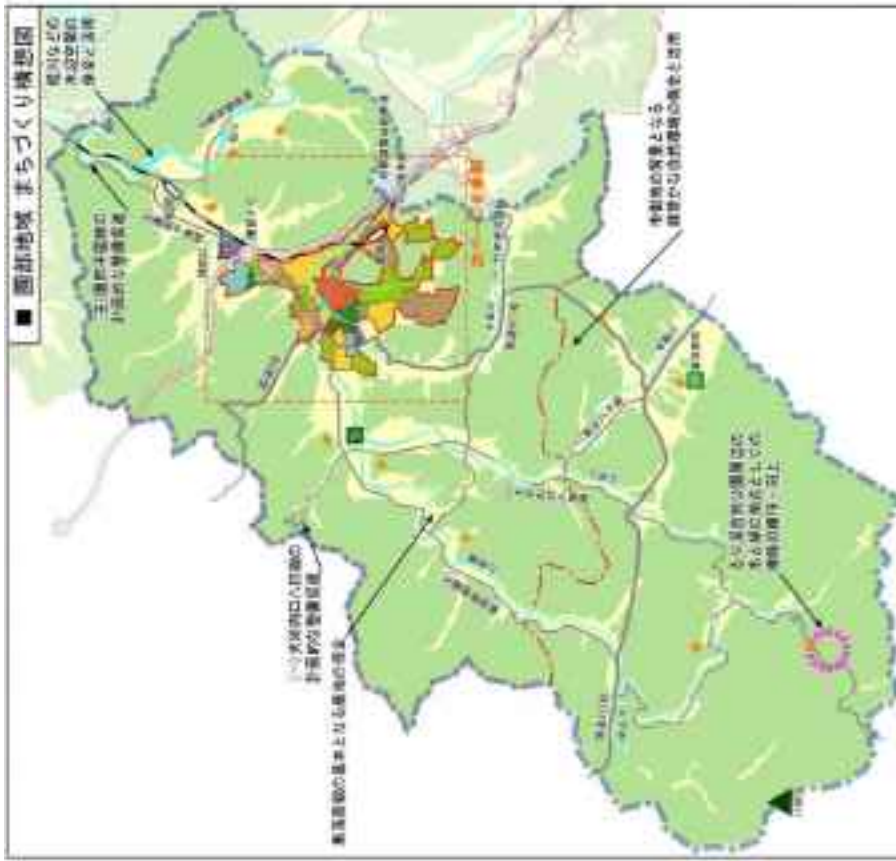
市部地域は、南丹市の中心市部地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、市部地域や小山町地区、西村町地区などの基盤整備推進地区での発達化促進、圏域市部地の再編、圏域部の利用促進などにより、コンパクトで住みやすい生活環境の創出を図ります。

京都府方面と丹後方面を連絡する広域幹線道路である京都縦貫自動車道や国道1号を中心とする広域的な道路ネットワークを構築しており、国分市や日吉・並山地域との連携を強化する主要地方道国分早原線などの広域幹線道路の整備促進を図ります。



■ 全体構想における圏部地域的位置づけ

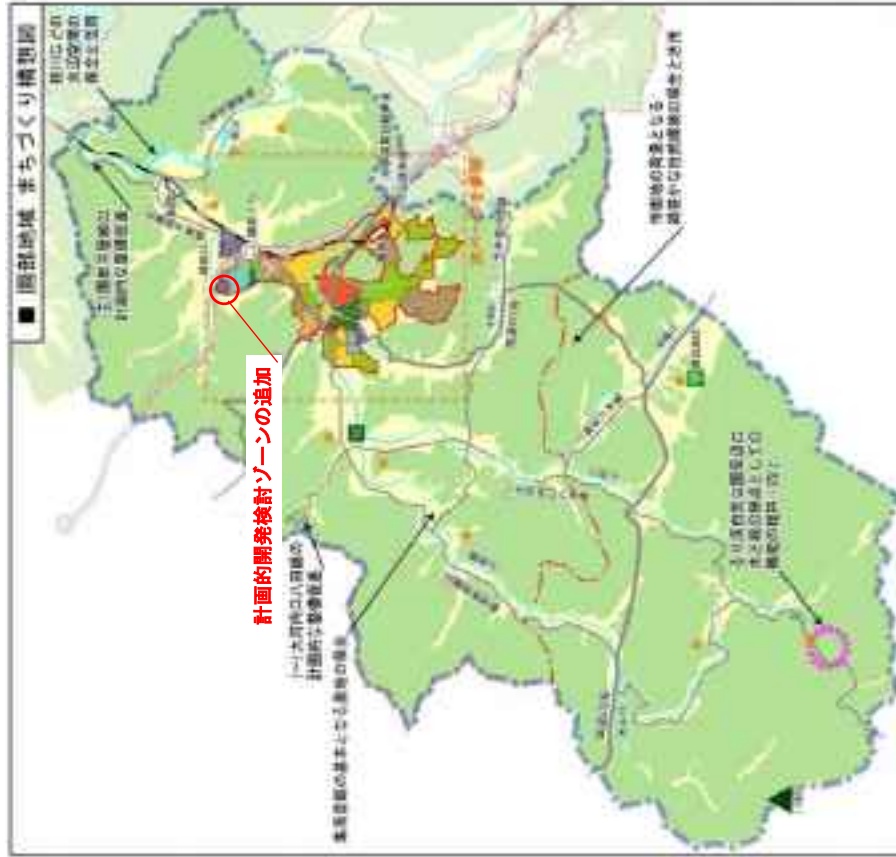
【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)



凡 例

地域界	教育施設	学術・文化交流ゾーン
都市計画区域境界	公園施設	農業振興ゾーン
市街化区域	その他公共施設	田園環境保全ゾーン
JR山陽本線	文化財	森林環境保全ゾーン
自動車専用道路・IC	準州居住ゾーン	計画的回遊施設ゾーン
国道、主要地方道	市街地居住ゾーン	大規模公園 (山陽山陽山)
河川	旧遊サードゾーン	
行政庁界	都市サードゾーン	

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

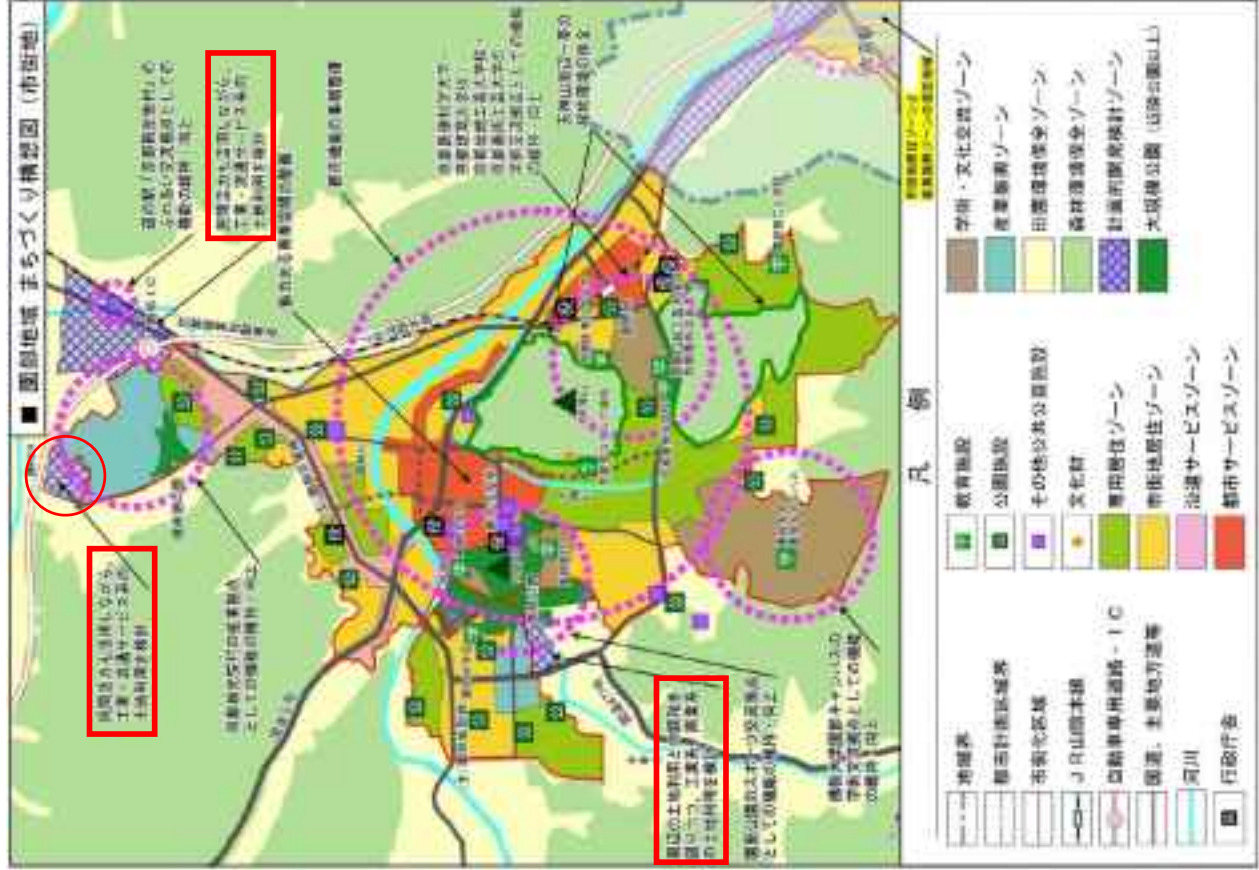


凡 例

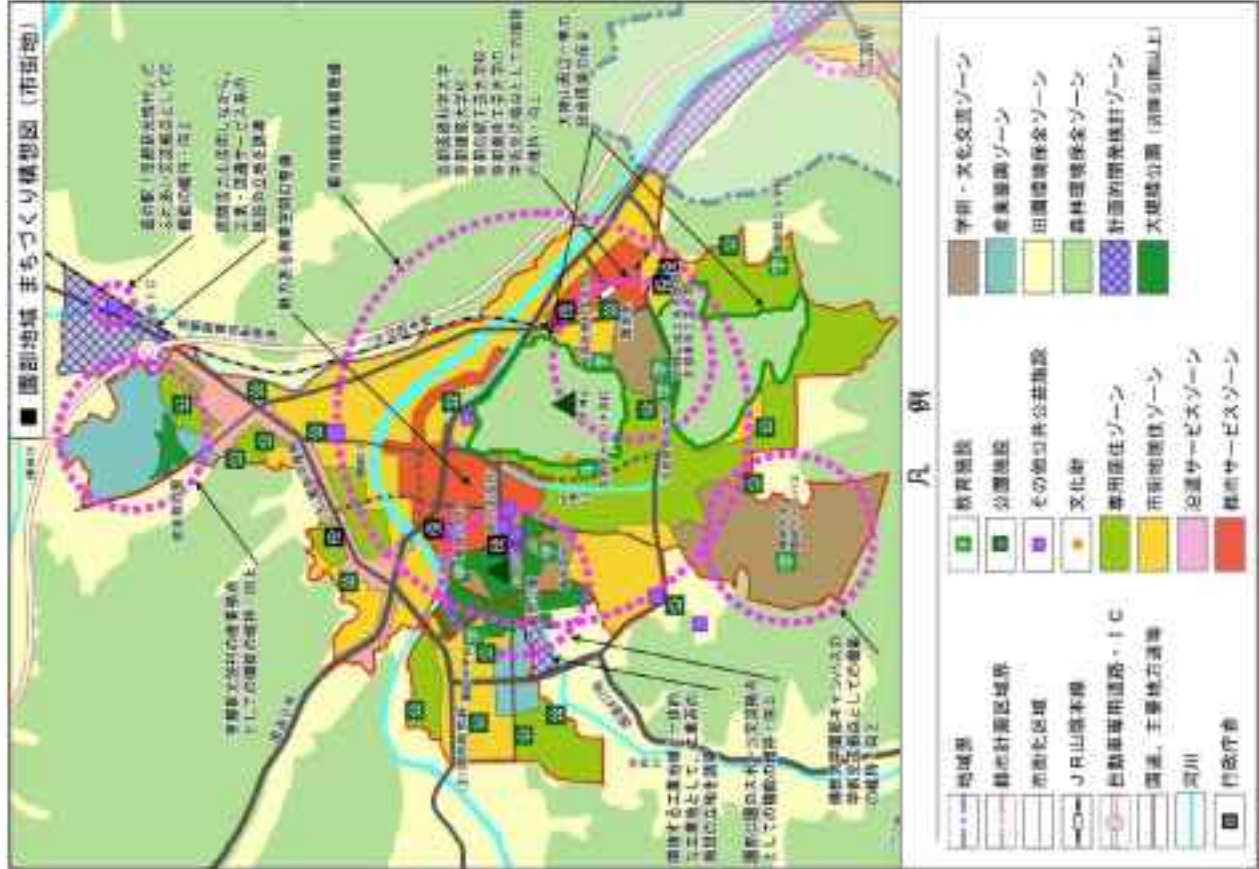
地域界	教育施設	学術・文化交流ゾーン
都市計画区域境界	公園施設	農業振興ゾーン
市街化区域	その他公共施設	田園環境保全ゾーン
JR山陽本線	文化財	森林環境保全ゾーン
自動車専用道路・IC	準州居住ゾーン	計画的回遊施設ゾーン
国道、主要地方道	市街地居住ゾーン	大規模公園 (山陽山陽山)
河川	旧遊サードゾーン	
行政庁界	都市サードゾーン	



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

◇ 公共公益施設一覧 ◇

種別	施設名	所在地
庁舎	南丹市役所	南丹市八木町北町
児童施設	南丹市立児童センター	南丹市八木町北町
図書館	南丹市立図書館	南丹市八木町北町
公民館	南丹市立公民館	南丹市八木町北町
スポーツ施設	南丹市立体育館	南丹市八木町北町
公園	南丹市立公園	南丹市八木町北町
その他	南丹市立市民会館	南丹市八木町北町

◇ 指定文化財一覧 ◇

種別	名称	所在地
有形文化財	南丹市立八木町歴史資料館	南丹市八木町北町
無形文化財	南丹市立八木町民謡	南丹市八木町北町
民俗文化財	南丹市立八木町祭り	南丹市八木町北町
その他	南丹市立八木町歴史資料館	南丹市八木町北町



⑨ 八木町域のまちづくり構想

市北部区域内での計画的な市街化や八木町や古富郡周辺の集積などにより、居住環境の向上を図り、恵まれた自然環境、交通利便性を活かしたまちづくりを進めます。また、農村集積公園や大瀬川緑地などの地域固有の景観のまちづくりへの活用を進めます。

周辺部では、市街地の発生となる自然環境を保全・活用し、快適な居住環境と景観形成の調和のとれたまちづくりを進めます。

◇ 公共公益施設一覧 ◇

種別	施設名	所在地
庁舎	南丹市役所	南丹市八木町北町
児童施設	南丹市立児童センター	南丹市八木町北町
図書館	南丹市立図書館	南丹市八木町北町
公民館	南丹市立公民館	南丹市八木町北町
スポーツ施設	南丹市立体育館	南丹市八木町北町
公園	南丹市立公園	南丹市八木町北町
その他	南丹市立市民会館	南丹市八木町北町

◇ 指定文化財一覧 ◇

種別	名称	所在地
有形文化財	南丹市立八木町歴史資料館	南丹市八木町北町
無形文化財	南丹市立八木町民謡	南丹市八木町北町
民俗文化財	南丹市立八木町祭り	南丹市八木町北町
その他	南丹市立八木町歴史資料館	南丹市八木町北町



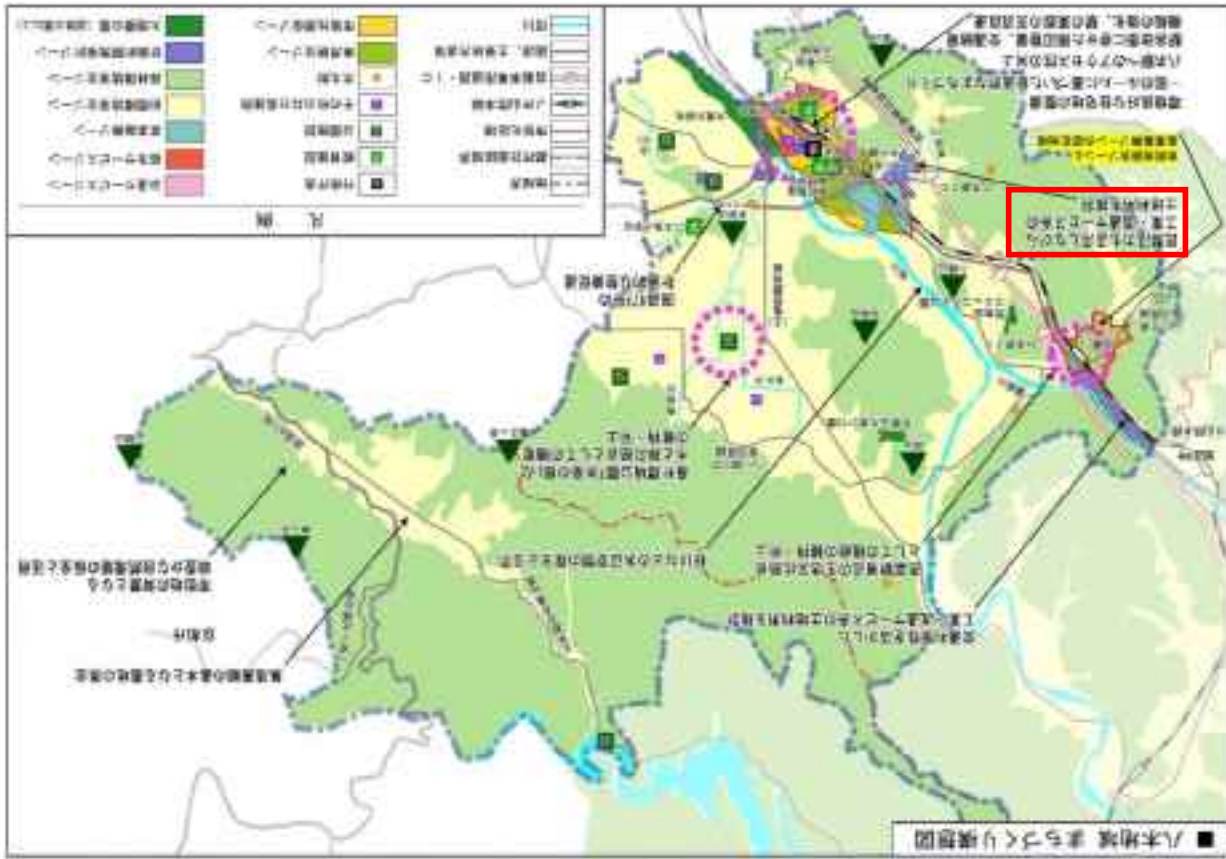
⑩ 八木町域のまちづくり構想

市北部区域内での計画的な市街化や八木町や古富郡周辺の集積などにより、居住環境の向上を図り、恵まれた自然環境、交通利便性を活かしたまちづくりを進めます。また、農村集積公園や大瀬川緑地などの地域固有の景観のまちづくりへの活用を進めます。

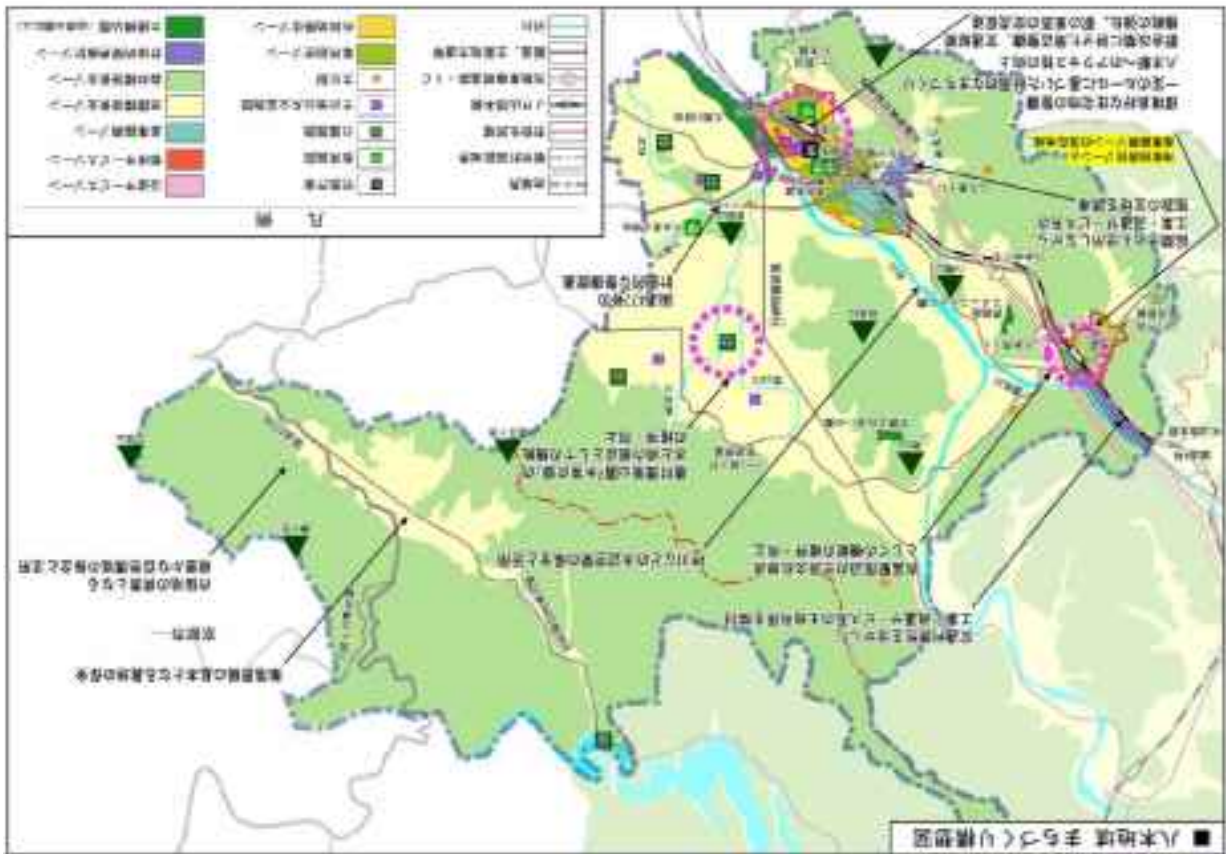
周辺部では、市街地の発生となる自然環境を保全・活用し、快適な居住環境と景観形成の調和のとれたまちづくりを進めます。



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

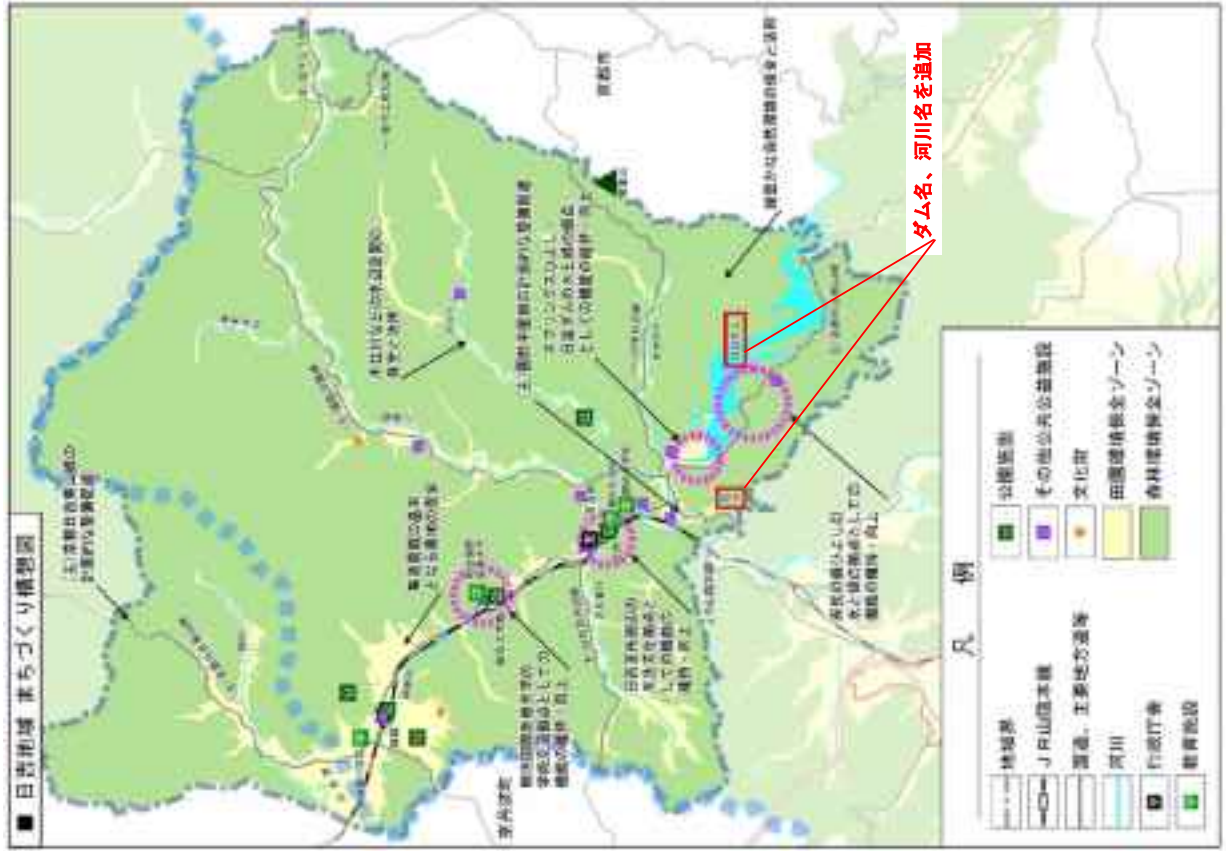


【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

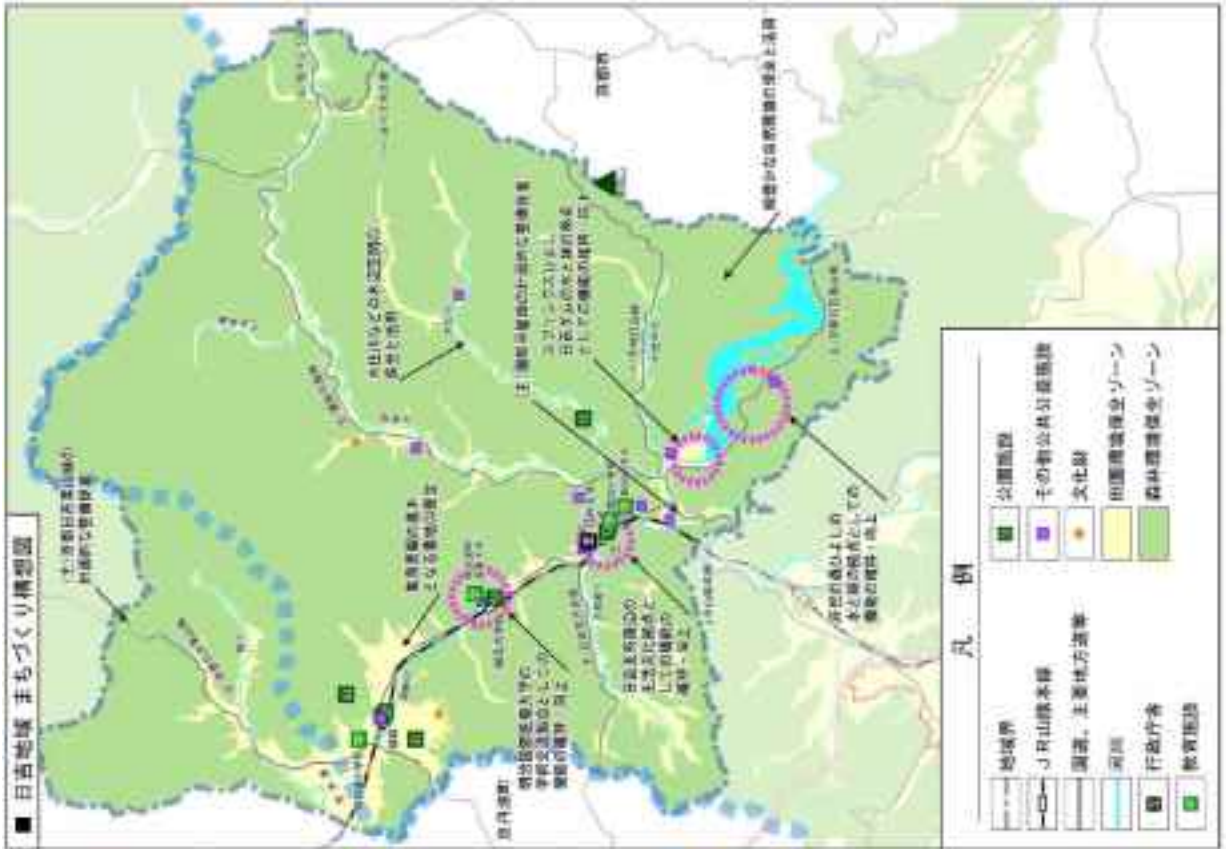




【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）



2. 都市計画によるまちづくりのシナリオ

(1) 市街化区域およびその周辺のまちづくりの基本方針

岡部、八木、吉富の市街化区域およびその周辺におけるまちづくりの基本方針を以下のよう  
に設定し、土地利用、交通体系、公園・緑地などの各種施策の連携により、計画的な市街地整備を  
進めます。

■土地利用の方針

□利便性の高い市街地の形成

- ・駅前サービスゾーンは、賑わいや活力がある。南丹市における商業や業務の中心地として  
各種都市機能を充実
- ・駅前サービスゾーンは、市道のまちなみにも配慮しつつ、交通利便性を活かした店舗や事  
務所、流通産業などの土地利用を誘導
- ・専用居住ゾーンは、残存する農地の適切な利用転換を図りつつ、戸建て住宅を中心とした  
地とりのある居住環境を形成
- ・市街地居住ゾーンは、一般の住宅と日常生活を支える商業・業務、娯楽・福祉などの各種  
施設の調和した暮らしやすい環境を形成
- ・学街・文化交流ゾーンは、地域に根ざれた学びの場として、既存機能を維持・向上
- ・産業創発ゾーンは、周辺環境への影響に配慮しつつ、産業拠点としての機能を強化
- ・農路中心周辺地区及び八木東1丁目周辺地区（計画的開発検討ゾーン）は、民間活力も活用  
し、工業・流通サービス系の土地利用を検討
- ・岡部市街地と八木市街地に挟まれる国道9号の沿道（計画的開発検討ゾーン）は、立地利  
点を活かした工業・流通サービス系の土地利用を検討
- ・岡部町城南町地区（計画的開発検討ゾーン）は、隣接する工業地域と一体的な工業地とし  
て、工業系の土地利用を検討
- ・八木駅の南側は、土地活用開発事業により環境良好な住宅地を形成

□立地適正化計画に基づく居住、都市機能の集約や分散

- ・一帯の人口集約により支えられている生活サービスを将来にわたって提供しつづけるために、  
主に若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域を設定
- ・市民の生活に必要なサービスを提供しつづけるために、計画的に生活サービ  
ス拠点を立地・誘導する区域を設定

□優れた自然環境、地産ひまわり産物の維持・保全

- ・生態系地域に配慮による市街化区域内農地の保全
- ・市街地や既存集落周辺の登山遊歩道や身近な水辺空間など、豊かで多様な自然環境の維持・  
保全
- ・周辺の自然環境と調和した快適な集落環境の維持・向上

2. 都市計画によるまちづくりのシナリオ

(1) 市街化区域およびその周辺のまちづくりの基本方針

岡部、八木、吉富の市街化区域およびその周辺におけるまちづくりの基本方針を以下のよう  
に設定し、土地利用、交通体系、公園・緑地などの各種施策の連携により、計画的な市街地整備を  
進めます。

■土地利用の方針

□利便性の高い市街地の形成

- ・駅前サービスゾーンは、賑わいや活力がある。南丹市における商業や業務の中心地として  
各種都市機能を充実
- ・駅前サービスゾーンは、市道のまちなみにも配慮しつつ、交通利便性を活かした店舗や事  
務所、流通産業などの土地利用を誘導
- ・専用居住ゾーンは、残存する農地の適切な利用転換を図りつつ、戸建て住宅を中心とした  
地とりのある居住環境を形成
- ・市街地居住ゾーンは、一般の住宅と日常生活を支える商業・業務、娯楽・福祉などの各種  
施設の調和した暮らしやすい環境を形成
- ・学街・文化交流ゾーンは、地域に根ざれた学びの場として、既存機能を維持・向上
- ・産業創発ゾーンは、周辺環境への影響に配慮しつつ、産業拠点としての機能を強化
- ・農路中心周辺地区及び八木東1丁目周辺地区（計画的開発検討ゾーン）は、民間活力も活用  
し、工業・流通サービス系の土地利用を検討
- ・岡部市街地と八木市街地に挟まれる国道9号の沿道（計画的開発検討ゾーン）は、立地利  
点を活かした工業・流通サービス系の土地利用を検討
- ・岡部町城南町地区（計画的開発検討ゾーン）は、周辺の土地利用との調和を図りつつ、工  
業・商業系の土地利用を検討
- ・八木駅の南側は、土地活用開発事業により環境良好な住宅地を形成

□立地適正化計画に基づく居住、都市機能の集約や分散

- ・一帯の人口集約により支えられている生活サービスを将来にわたって提供しつづけるために、  
主に若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域を設定
- ・市民の生活に必要なサービスを提供しつづけるために、計画的に生活サービ  
ス拠点を立地・誘導する区域を設定

□優れた自然環境、地産ひまわり産物の維持・保全

- ・生態系地域に配慮による市街化区域内農地の保全
- ・市街地や既存集落周辺の登山遊歩道や身近な水辺空間など、豊かで多様な自然環境の維持・  
保全
- ・周辺の自然環境と調和した快適な集落環境の維持・向上

【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

■交通体系の整備の方針  
 □地域の特性に配慮した道路整備  
 ・主要幹線の都市計画道路は、直線的の見直し・直線に基づいて必要性の再検討を行う。必要と判断された路線については計画的に整備  
 ・既存の道路の拡幅などにより、交通の安全性の確保。緊急時・災害時における緊急車両の川南公通行、火災時の延焼防止などに資し、地域住民の生活環境の向上に資する道路整備を推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保  
 ・市役所周辺と周辺部の交通強化。それぞれの交通結節機能の強化  
 ・八木駅の改善、八木駅周辺道路の整備  
 ・都市計画道路八木線の整備、八木駅東口駅前広場の方向性の検討  
 ・駅へのアクセスの向上などによる駅周辺の利便性向上  
 ・運行ルートの見直しなどによるバスの利便性向上  
 ・八木市街地を循環する環状部の立公共交通サービスの運行を検討

■公園・緑地の整備の方針  
 □さまざまな自然環境を体験できる緑地空間の活用  
 ・栗飯公園、大塚川緑地のスポット交流拠点としての機能の維持・向上  
 ・農村環境公園本家の水の森と緑の拠点としての機能の維持・向上  
 □身近な公園・緑地の整備、緑地の確保  
 ・整備済の公園における遊具や施設の老朽化などに応じた再整備  
 ・市街地整備に併せた計画的な街区公園の確保  
 ・公共施設や住宅地の緑化

■景観づくりの方針  
 ・田山沿道に現されている古きよきまちなみ景観の保全・活用と次世代への継承  
 ・駅周辺部や道路空間の整備・緑化の推進などによる市街地景観の形成

■河川、上下水道の整備の方針  
 ・河川開濶との連携による総合的な治水対策  
 ・桂川をはじめとする主筋河川空間は、憩いの場として地域の特性を活かした活用を推進  
 ・公共下水道処理区内の下水道整備の完了、下水道接続率の向上

■安全・安心のまちづくりの方針  
 ・都市高層の整備、建築物の耐震化などによる災害に強い市街地づくり  
 ・安全な避難道や避難所の確保、ネットワー式

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

■交通体系の整備の方針  
 □地域の特性に配慮した道路整備  
 ・主要幹線の都市計画道路は、直線的の見直し・直線に基づいて必要性の再検討を行う。必要と判断された路線については計画的に整備  
 ・既存の道路の拡幅などにより、交通の安全性の確保。緊急時・災害時における緊急車両の川南公通行、火災時の延焼防止などに資し、地域住民の生活環境の向上に資する道路整備を推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保  
 ・市役所周辺と周辺部の交通強化。それぞれの交通結節機能の強化  
 ・八木駅の改善、八木駅周辺道路の整備、八木駅東口駅前広場の方向性の検討  
 ・駅へのアクセスの向上などによる駅周辺の利便性向上  
 ・運行ルートの見直しなどによるバスの利便性向上  
 ・八木市街地を循環する環状部の立公共交通サービスの運行を検討

■公園・緑地の整備の方針  
 □さまざまな自然環境を体験できる緑地空間の活用  
 ・栗飯公園、大塚川緑地のスポット交流拠点としての機能の維持・向上  
 ・農村環境公園本家の水の森と緑の拠点としての機能の維持・向上  
 □身近な公園・緑地の整備、緑地の確保  
 ・整備済の公園における遊具や施設の老朽化などに応じた再整備  
 ・市街地整備に併せた計画的な街区公園の確保  
 ・公共施設や住宅地の緑化

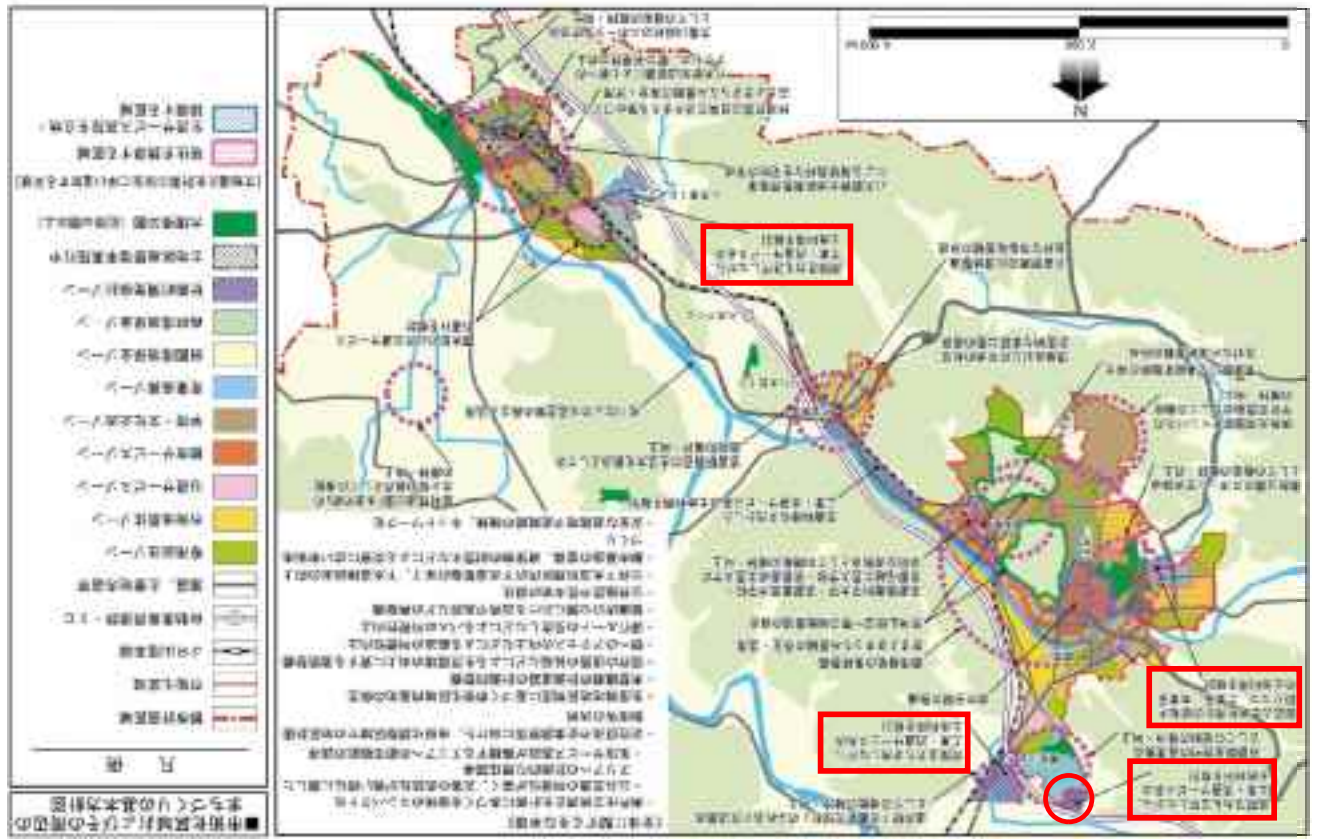
■景観づくりの方針  
 ・田山沿道に現されている古きよきまちなみ景観の保全・活用と次世代への継承  
 ・駅周辺部や道路空間の整備・緑化の推進などによる市街地景観の形成

■河川、上下水道の整備の方針  
 ・河川開濶との連携による総合的な治水対策  
 ・桂川をはじめとする主筋河川空間は、憩いの場として地域の特性を活かした活用を推進  
 ・公共下水道処理区内の下水道整備の完了、下水道接続率の向上

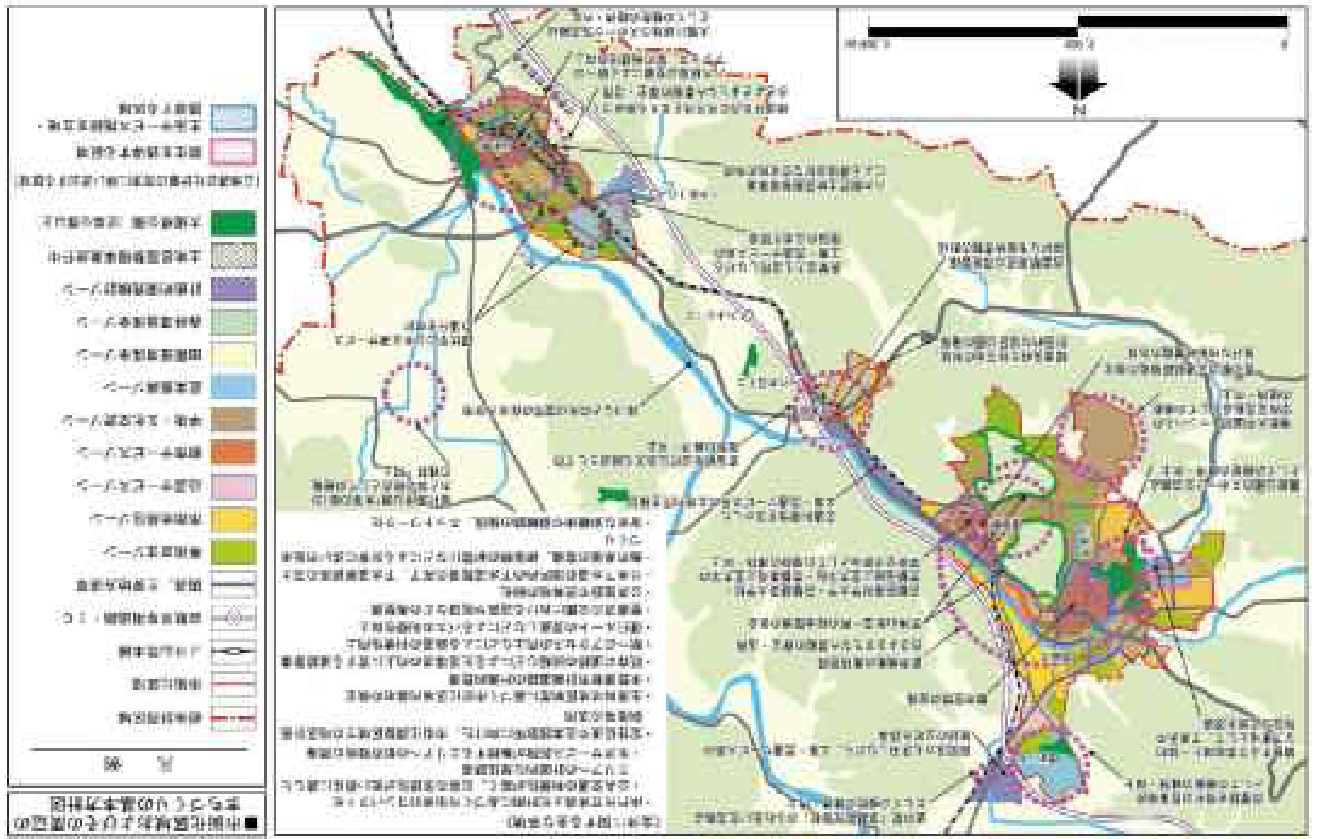
■安全・安心のまちづくりの方針  
 ・都市高層の整備、建築物の耐震化などによる災害に強い市街地づくり  
 ・安全な避難道や避難所の確保、ネットワー式



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）





【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

(2) 都市計画関連施策の取り組み

南丹市における都市計画関連の取り組みは、都市計画区域の指定（市街化区域・市街化調整区域）をはじめ、形成地区（市街化調整区域、形成地区等）、地区計画、都市施設（道路、公園、緑地など）、市街化調整事業（土地改良事業など）などがあり、これらで各種の施策・計画や事業を進めてきました。

今後とも、社会経済情勢の変化、それぞれの地域特性や課題に応じて各種の施策の着実な実施を図ります。

◇ 都市計画関連施策の取り組み ◇

種別	都市計画等のツール	施策の取り組み内容（対象地区など）
土地利用 関連	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発促進策（市街化調整区域の一体性（国道歩道沿いの市街化区域）への編入の検討）</li> <li>工業・流通サービス系施設の計画的な立地誘導（南部1丁目、八木東1丁目周辺の市街化調整区域への編入の検討）</li> <li>隣接する工業地域と一体的な工業団地としての土地利用を推進（調整区域周辺の市街化調整区域への編入の検討）</li> <li>人口及び産業の動向を踏まえた用途地域の見直し（計画的な建蔽行為を促進に誘導）</li> </ul>
	所産地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣商業地域、準工業地域を対象に建築物の高さ規制（小売店舗）の立地を制限</li> </ul>
	特別用途地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣商業地域を対象に建築物の高さ規制を向上</li> </ul>
	準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良事業による計画的な市街地の整備（八木東1地区、古高野地区）</li> </ul>
	市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良方針に応じた建築物の高さ・誘導（市街化区域編入地区）</li> <li>良好な居住環境の誘導（土地区画整理事業の実施地区）</li> <li>地域の集合・福祉・交流拠点としての小学校施設の活用（日田小学校、日新小学校、日高小学校）</li> <li>定住促進、企業誘致等に合わせた、市街化調整区域での地味計画調整等の活用を検討</li> </ul>
景観地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な市街地景観の形成</li> <li>景観計画区域の拡大</li> </ul>	
立地適正化計画	景観地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘住・定住促進、空き家対策などの居住誘導施策（居住誘導区域）</li> <li>公共施設の再編や公的不動産の有効活用などの誘導施策の誘導策（居住誘導誘導区域）</li> </ul>
	都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の見直し指針に基づき見直し（長尾東部中筋線など）</li> <li>土地利用計画との調整による計画的な整備促進（八木西線などの整備の必要性の高い箇所）</li> </ul>
都市施設等	都市計画公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>既決定の大塚川緑地の整備促進</li> <li>開削公園の再整備</li> <li>基礎整備と一体となった新たな施設緑地の整備（八木・古高野地区）</li> </ul>
	生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な維持・管理（生産緑地指定地区）</li> </ul>
	公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道整備区域の下水道整備の完了、下水道整備率の向上</li> </ul>
	火葬場、ごみ焼却場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した施設の都市計画決定、改修</li> </ul>

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

(2) 都市計画関連施策の取り組み

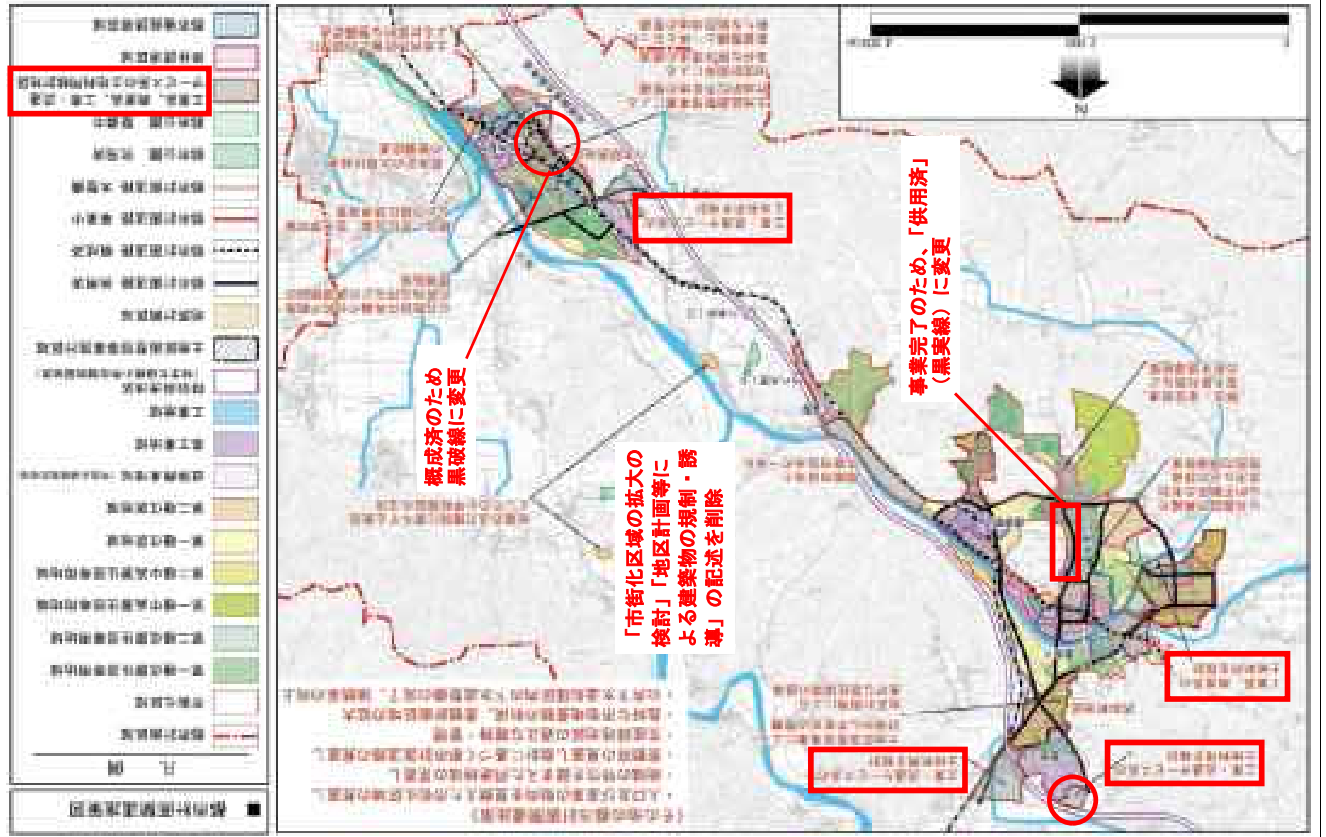
南丹市における都市計画関連の取り組みは、都市計画区域の指定（市街化区域・市街化調整区域）をはじめ、形成地区（市街化調整区域、形成地区等）、地区計画、都市施設（道路、公園、緑地など）、市街化調整事業（土地改良事業など）などがあり、これらで各種の施策・計画や事業を進めてきました。

今後とも、社会経済情勢の変化、それぞれの地域特性や課題に応じて各種の施策の着実な実施を図ります。

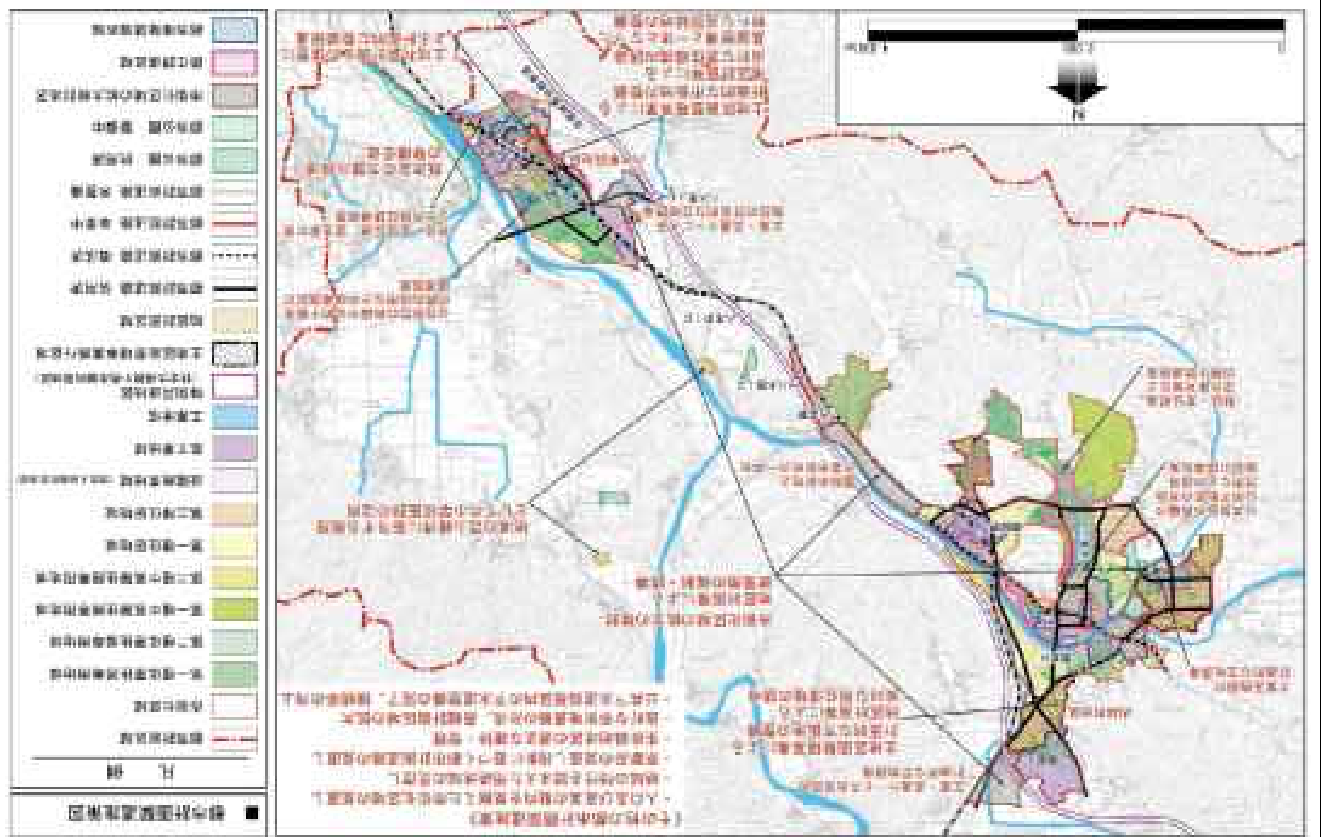
◇ 都市計画関連施策の取り組み ◇

種別	都市計画等のツール	施策の取り組み内容（対象地区など）
土地利用 関連	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発促進策（市街化調整区域の一体性（国道歩道沿いの市街化区域）への編入の検討）</li> <li>工業・流通サービス系施設の計画的な立地誘導（南部1丁目、八木東1丁目周辺の市街化調整区域への編入の検討）</li> <li>隣接する工業地域と一体的な工業団地としての土地利用を推進（調整区域周辺の市街化調整区域への編入の検討）</li> <li>人口及び産業の動向を踏まえた用途地域の見直し（計画的な建蔽行為を促進に誘導）</li> </ul>
	所産地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣商業地域、準工業地域を対象に建築物の高さ規制（小売店舗）の立地を制限</li> </ul>
	特別用途地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣商業地域を対象に建築物の高さ規制を向上</li> </ul>
	準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良事業による計画的な市街地の整備（八木東1地区、古高野地区）</li> </ul>
	市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良方針に応じた建築物の高さ・誘導（市街化区域編入地区）</li> <li>良好な居住環境の誘導（土地区画整理事業の実施地区）</li> <li>地域の集合・福祉・交流拠点としての小学校施設の活用（日田小学校、日新小学校、日高小学校）</li> <li>定住促進、企業誘致等に合わせた、市街化調整区域での地味計画調整等の活用を検討</li> </ul>
景観地区	景観地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な市街地景観の形成</li> <li>景観計画区域の拡大</li> </ul>
	立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘住・定住促進、空き家対策などの居住誘導施策（居住誘導区域）</li> <li>公共施設の再編や公的不動産の有効活用などの誘導施策の誘導策（居住誘導誘導区域）</li> </ul>
都市施設等	都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の見直し指針に基づき見直し（長尾東部中筋線など）</li> <li>土地利用計画との調整による計画的な整備促進（八木西線などの整備の必要性の高い箇所）</li> </ul>
	都市計画公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>既決定の大塚川緑地の整備促進</li> <li>開削公園の再整備</li> <li>基礎整備と一体となった新たな施設緑地の整備（八木・古高野地区）</li> </ul>
	生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な維持・管理（生産緑地指定地区）</li> </ul>
	公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道整備区域の下水道整備の完了、下水道整備率の向上</li> </ul>
火葬場、ごみ焼却場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した施設の都市計画決定、改修</li> </ul>	

【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

(3) 計画的・段階的なまちづくりの進め方

個別地区の実施効果が結びついて相乗効果を生み出したり、次の施策展開を円滑に進めたりする。よりに、計画的・かつ段階的にまちづくりを進めます。



※上記に掲げるほか、市民の日常生活を支える河川や上下水道などの各種都市施設の効率的な整備・維持管理、都市環境や都市防災の取り組みについては、新たな施策推進を図ります

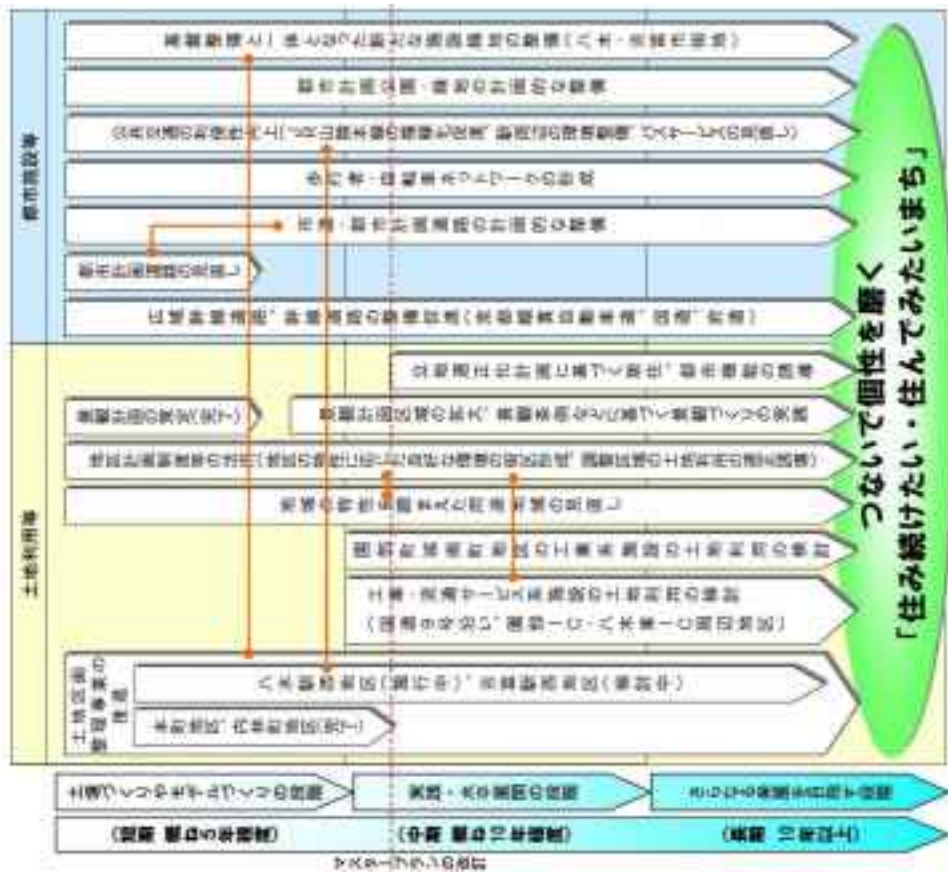
※ここでの目標・中期・長期とは平成33年の都市マスタープラン策定からの期間を想定しています

■ 計画的・段階的なまちづくりの進め方のイメージ

【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

(3) 計画的・段階的なまちづくりの進め方

個別地区の実施効果が結びついて相乗効果を生み出したり、次の施策展開を円滑に進めたりする。よりに、計画的・かつ段階的にまちづくりを進めます。



※上記に掲げるほか、市民の日常生活を支える河川や上下水道などの各種都市施設の効率的な整備・維持管理、都市環境や都市防災の取り組みについては、新たな施策推進を図ります

※ここでの目標・中期・長期とは平成33年の都市マスタープラン策定からの期間を想定しています

■ 計画的・段階的なまちづくりの進め方のイメージ



【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン（R3.11）

③ 園田地区市街地中心部の先導プロジェクト

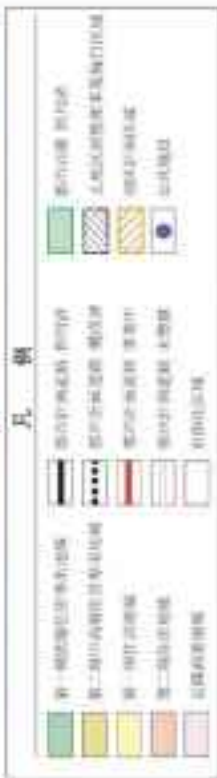
■地区の状況

園田地区の市街地中心部は、市役所や国・府の行政機関、国際交流協会や国際交流館など、市民の日常生活に必要なサービスを提供する機能が集積しており、南丹市の中で中心的な役割を果たしています。

本町地区では、土地活用整備事業が完了しており、にぎわいづくりに向けた取り組みが進められています。

当初計画書では以降、(部) 上本町南大橋、(部) 内環状線等の整備が完了しており、(部) 上本町線、(部) 美郷駅前線が事業中、(部) 上本町本町線が完成予定となっています。

その他、低層がある等落山に伴う大きな影響がない都市計画道路については見直し、(提出) を実施しています。



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン（R5 予定）

③ 園田地区市街地中心部の先導プロジェクト

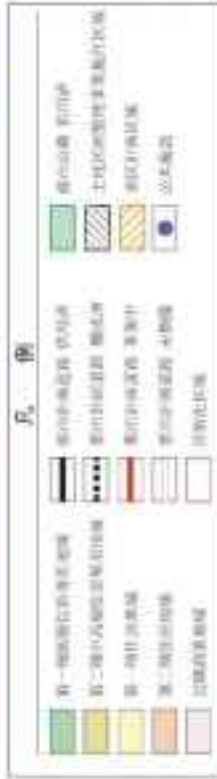
■地区の状況

園田地区の市街地中心部は、市役所や国・府の行政機関、国際交流協会や国際交流館など、市民の日常生活に必要なサービスを提供する機能が集積しており、南丹市の中で中心的な役割を果たしています。

本町地区では、土地活用整備事業が完了しており、にぎわいづくりに向けた取り組みが進められています。

当初計画書では以降、(部) 上本町南大橋、(部) 内環状線、(部) 美郷駅前線等の整備が完了しており、(部) 上本町線が事業中、(部) 上本町本町線が完成予定となっています。

その他、低層がある等落山に伴う大きな影響がない都市計画道路については見直し、(提出) を実施しています。





【旧】改訂版南丹市都市計画マスタープラン (R3.11)

④ 八木地区市街地中心部の先導プロジェクト

■地区の現状

八木地区の市街地中心部は、八木駅を中心として、八木支所・八木市民センターや京舞中産婦人科医療センターなど、市民の日常生活に必要なサービスを提供する施設が整備されており、八木地区の中で中心的な役割を果たしています。

八木駅は老朽化が進み、駅周辺の整備が重要な課題となっています。

八木駅前は商業市街地の形成されており、中小規模の店舗が多く集まっている一方で、駅の周辺にはまとまった集積が確立しており、土地活用促進事業による計画的な市街地の整備が進められています。

都市計画道路については、(旧)八木河原は一部区画が事業中の間、主要道路も整備されています。また、大塚川緑地は整備中となっています。



【新】改訂第2版南丹市都市計画マスタープラン (R5 予定)

④ 八木地区市街地中心部の先導プロジェクト

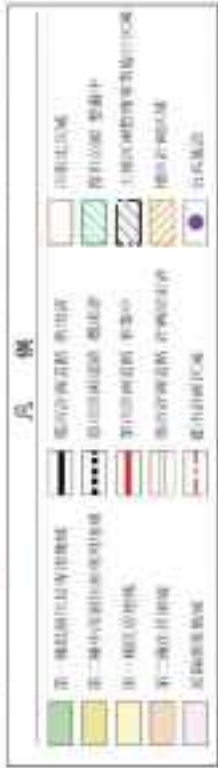
■地区の現状

八木地区の市街地中心部は、八木駅を中心として、八木支所・八木市民センターや京舞中産婦人科医療センターなど、市民の日常生活に必要なサービスを提供する施設が整備されており、八木地区の中で中心的な役割を果たしています。

八木駅は老朽化が進み、駅周辺の整備が重要な課題となっています。

八木駅前は商業市街地の形成されており、中小規模の店舗が多く集まっている一方で、駅の周辺にはまとまった集積が確立しており、土地活用促進事業による計画的な市街地の整備が進められています。

都市計画道路については、(新)八木河原は一部区画が事業中の間、主要道路も整備されています。また、大塚川緑地は整備中となっています。



議案第 4 号

南丹都市計画区域（南丹市域）の  
区域区分の変更について

説 明 資 料



### 区域区分とは

まちが健全に発展するために、市街地を積極的に整備する区域と市街地を抑制する区域とに分け、無秩序にまちが広がらないよう、一定のルール（都市計画）を定めることが必要です。

都市計画法では、都市計画を策定する区域として、一帯の都市として総合的に整備、開発および保全する必要がある区域を「都市計画区域」として定めています。

さらに、その「都市計画区域」の中で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を築るべき区域を「市街化区域」として、市街地を抑制すべき区域を「市街化調整区域」としてそれぞれ定めており、この区分のことを「区域区分（線引き）」といいます。

なお、「都市計画区域」および「区域区分」は、広域的な視点を踏まえた検討が必要であるため、京都府が主体となり定められています。

区域区分のイメージ



出典：国土交通省HP

### 区域区分及び関連する都市計画の見直しについて

#### ○区域区分の見直しについて

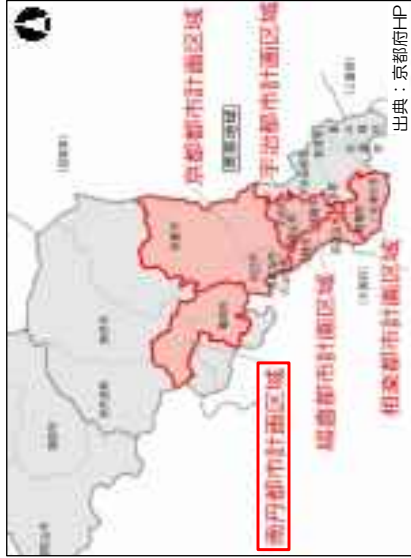
本市では、園部町および八木町の一部が南丹都市計画区域に指定されており、昭和46年に区域区分の当初決定が行われて以降、社会情勢を踏まえ定期的な見直しを行い、計画的な市街地整備を進めてきました。

現在は、社会情勢の変化や都市施設整備の状況、土地利用の動向等を踏まえ、京都府が『都市計画区域マスタープラン』及び区域区分の定期見直しに当たった基本方針』を定め、令和5年度中を目標に、第7回目となる見直しを進めています。

#### ○関連する都市計画の見直しについて

「市街化区域」では、建築物の用途や建て方のルールを定めることで良好な住環境や操業環境の保全を図る「用途地域」や、広域にわたって都市構造に大きな影響を及ぼす特定大規模小売店舗の立地を制限する「特別用途地区（大規模小売店舗制限地区）」、地区毎にきめ細かい制限を定める「地区計画」といった、本市が定める他の都市計画も活用しながらまちづくりを進めており、見直しの候補地区の「市街化区域」への編入に併せて、これらの関連する都市計画の見直しを行っています。

今回見直し対象の都市計画区域



出典：京都府HP

### 見直し候補地区の選定について

#### ○候補地区選定の考え方

都市計画法等の関連法規や、京都府が示した『都市計画区域マスタープラン』及び区域区分の定期見直しに当たった基本方針』での考え方、都市計画基礎調査の結果、本市のまちづくりの方向性を示す『改訂第2版南丹都市計画マスタープラン』における土地利用の位置付け、事業の進捗状況等を踏まえて、城南町下サメ川地区、園部C北地区を市街化区域への編入候補地区として選定しています。

#### ○城南町下サメ川地区

本地区は、国道477号沿道に位置しており、地区の北側では土地区画整理事業により整備された市街地が広がるなど、市街地の外周部に位置し高い利便性を有している地区です。

また、『改訂第2版南丹都市計画マスタープラン』において、多様な都市機能の集積を目指す「都市拠点」として位置付けているほか、「計画的開発検討ゾーン（企業誘致検討ゾーン）」に位置付け、周辺の土地利用との調和を図りつつ、工業系、商業系の土地利用の推進に向けた検討を図るとしています。

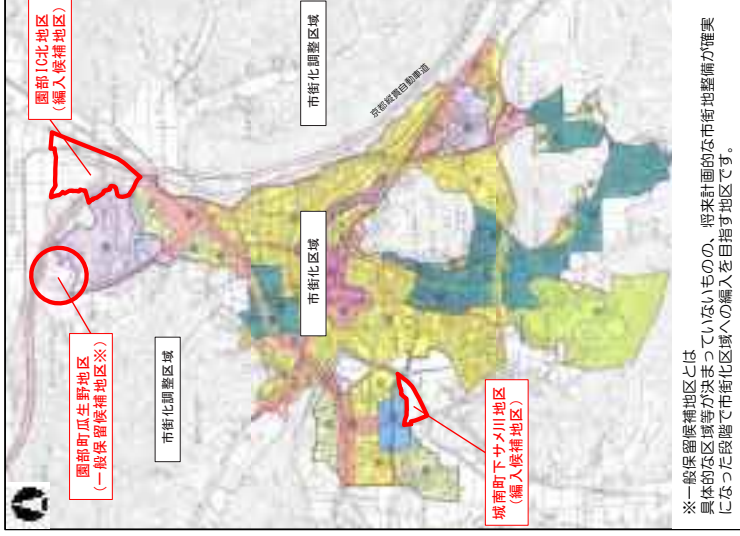
#### ○園部C北地区

本地区は、京都縦貫自動車道園部ICに隣接しており、新名神高速道路等の高速交通網の整備が進む中、関西圏を中心に良好な交通利便性を有している地区です。

また、『改訂第2版南丹都市計画マスタープラン』において、「計画的開発検討ゾーン（企業誘致検討ゾーン）」に位置付け、民間「産業拠点」として位置付けているほか、「計画的開発検討ゾーン（企業誘致検討ゾーン）」に位置付け、民間活力も活用しながら工業・流通サービス系の施設の施設の利用の推進に向けた検討を図るとしています。

※現在本市では、現行の『改訂版南丹都市計画マスタープラン』の見直し版である、『改訂第2版南丹都市計画マスタープラン』の策定を進めています。

#### 見直し候補地区の位置図



※一般保留候補地区とは、具体的な区域等が決まっていないものの、将来計画的な市街地整備が確実になった段階で市街化区域への編入を目指す地区です。

#### 土地利用方針図



出典：改訂第2版南丹都市計画マスタープラン

#### 区域区分の見直しの経緯

当初決定	昭和46年12月28日
第1回 区域区分見直し	昭和55年3月28日
第2回 区域区分見直し	昭和59年6月12日
第3回 区域区分見直し	平成4年5月29日
第4回 区域区分見直し	平成12年6月9日
園部町内林町、瓜生野の一部 編入	平成13年6月1日
第5回 区域区分見直し	平成19年11月13日
第6回 区域区分見直し	平成28年5月10日
第7回 区域区分見直し	令和6年度（目標）

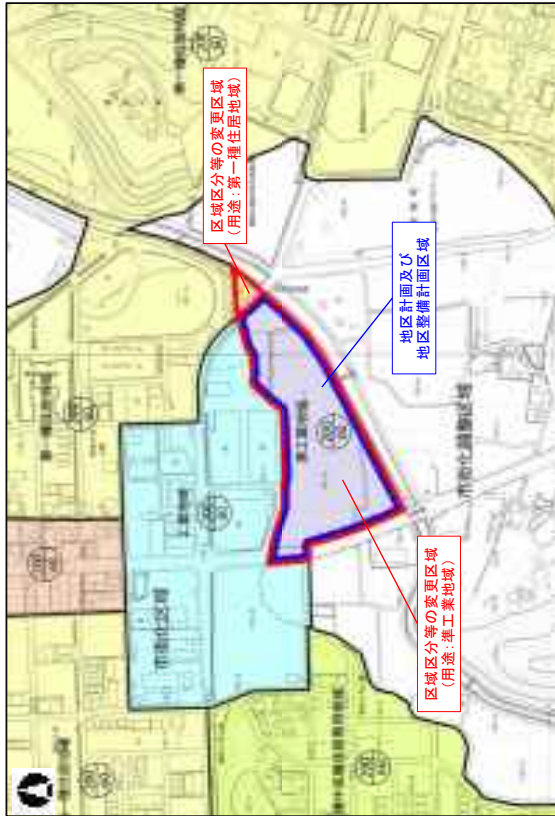


## 都市計画決定・変更後の内容

### ○城南町下サメ川地区

- 用途地域については、大部分で準工業地域の指定を予定しているほか、園部公園側の一部で第一種住居地域の指定を予定しています。また、準工業地域指定箇所については、あわせて特定大規模小売店舗制限地区の指定を予定しています。
- 地区計画については、快適な操業環境の確保に向け住宅等の立地を制限するため、準工業地域指定箇所において城南町下サメ川地区地区計画の決定を予定しています。

城南町下サメ川地区



### ○園部IC北地区

- 用途地域については準工業地域の指定を予定しており、あわせて特定大規模小売店舗制限地区の指定を予定しています。
- 地区計画については、快適な操業環境の確保に向け住宅等の立地を制限するため、園部IC北地区地区計画の決定を予定しています。

園部IC北地区



## 都市計画決定・変更後の内容（まとめ）

### 都市計画決定・変更後の内容（抜粋）

地区名	城南町下サメ川地区 市街化区域	園部IC北地区 市街化区域
都市計画の位置付け	第一種住居地域(200/60)及び準工業地域(200/60) 特定大規模小売店舗制限地区(準工業地域指定箇所のみ)	準工業地域(200/60) 特定大規模小売店舗制限地区
区域区分	市街化区域	市街化区域
用途地域(容積率/建ぺい率)	第一種住居地域(200/60)及び準工業地域(200/60)	準工業地域(200/60)
特別用途地区	特定大規模小売店舗制限地区(準工業地域指定箇所のみ)	特定大規模小売店舗制限地区
地区計画	城南町下サメ川地区地区計画	園部IC北地区地区計画
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (2) ホテル、旅館 (3) ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの (7) 幼稚園、保育所、学校、図書館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 病院 (10) 公衆浴場 (11) 診療所 (12) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (13) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (14) 自動車教習所 (15) 畜舎 (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」の用に供するもの (17) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項に規定する営業の用に供するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿等 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (3) ホテル、旅館 (4) ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの (8) 幼稚園、保育所、学校、図書館その他これらに類するもの (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 病院 (11) 公衆浴場 (12) 診療所 (13) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (15) 自動車教習所 (16) 畜舎 (17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」の用に供するもの (18) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項に規定する営業の用に供するもの
建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	1,000㎡
高さ又は幅の構造の制限	高さ、さく又は幅等を設置する場合は、美観に配慮し緑化に努める。	高さ、さく又は幅等を設置する場合は、美観に配慮し緑化に努める。

※本表は概要を示したものであり、一部適用除外の規定などがあります。  
なお、令和6年1月時点の内容であり、今後の検討の中で変更となる場合があります。

## 都市計画変更の手続き

